[参考資料(全国)]

第1表 施設・業務の種別にみた医師数及び構成割合

	定 年	*** (1)	124 44 241	124 \4 -4	Lette - Doctoral - A		5月31日5元13 5分 ())
	医 師 令和4年	数(人)	増減数 (人)	増減率(%)	構成割合 (%)	人口10万 令和4年	令和2年
	市和4年	市和乙午	()()	(/0)	(/0)	市和4平	市和乙午
総 数 ¹⁾	343, 275	339, 623	3, 652	1.1	100.0	274. 7	269. 2
男	262, 136	262, 077	59	0.0	76. 4	209.8	207.8
女	81, 139	77, 546	3, 593	4.6	23. 6	64. 9	61.5
医療施設の従事者	327, 444	323, 700	3, 744	1.2	95. 4	262. 1	256. 6
病院の従事者	220, 096	216, 474	3, 622	1.7	64. 1	176. 2	171.6
病院(医育機関附属の病院を除く)の開設者 又は法人の代表者	5, 251	5, 142	109	2. 1	1.5	4. 2	4. 1
病院(医育機関附属の病院を除く)の勤務者	155, 175	153, 851	1, 324	0.9	45. 2	124. 2	122.0
医育機関附属の病院の勤務者	59, 670	57, 481	2, 189	3.8	17. 4	47.8	45.6
臨床系の教官又は教員	28, 440	30, 384	△ 1,944	△ 6.4	8.3	22.8	24. 1
臨床系の大学院生	4, 725	5, 576	△ 851	△ 15.3	1.4	3.8	4.4
臨床系の勤務医	26, 505	21, 521	4, 984	23. 2	7. 7	21. 2	17. 1
診療所の従事者	107, 348	107, 226	122	0.1	31. 3	85. 9	85.0
診療所の開設者又は法人の代表者	70, 360	72, 586	△ 2,226	△ 3.1	20. 5	56. 3	57. 5
診療所の勤務者	36, 988	34, 640	2, 348	6.8	10.8	29. 6	27. 5
介護老人保健施設の従事者	3, 298	3, 405	△ 107	△ 3.1	1.0	2. 6	2. 7
介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	375	373	2	0.5	0.1	0.3	0.3
介護老人保健施設の勤務者	2, 923	3, 032	△ 109	△ 3.6	0.9	2. 3	2.4
介護医療院の従事者	350	298	52	17. 4	0. 1	0.3	0. 2
介護医療院の開設者又は法人の代表者	32	31	1	3. 2	0.0	0.0	0.0
介護医療院の勤務者	318	267	51	19. 1	0. 1	0.3	0. 2
医療施設・介護老人保健施設・介護医療院以外の従事者	9, 181	9, 419	△ 238	△ 2.5	2. 7	7. 3	7. 5
医育機関の臨床系以外の大学院生	596	738	△ 142	△ 19.2	0. 2	0. 5	0.6
医育機関の臨床系以外の勤務者	2, 730	3, 011	△ 281	△ 9.3	0.8	2. 2	2.
医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者	1, 425	1, 474	△ 49	△ 3.3	0.4	1. 1	1.5
行政機関・産業医・保健衛生業務の従事者	4, 430	4, 196	234	5.6	1.3	3. 5	3. 3
行政機関の従事者	1,856	1,805	51	2.8	0. 5	1. 5	1.4
産業医	1, 427	1, 308	119	9.1	0.4	1. 1	1.
保健衛生業務の従事者 ²⁾	1, 147	1, 083	64	5.9	0.3	0. 9	0.9
その他の者	2, 979	2, 775	204	7.4	0.9	2. 4	2.
その他の業務の従事者	890	777	113	14. 5	0.3	0. 7	0.6
無職の者	2, 089	1, 998	91	4.6	0.6	1. 7	1.6

注1 「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。 2 「行政機関の従事者」・「産業医」以外の血液センター、生命保険会社(嘱託医)、社会保険診療報酬支払基金等の保健衛生業務に従事している者。

第2表 施設・業務の種別にみた歯科医師数及び構成割合

						各年I2	2月31日現在
	歯科医師	数(人)	増減数	増減率	構成割合	人口10万	対 (人)
	令和4年	令和2年	(人)	(%)	(%)	令和4年	令和2年
総 数 ¹⁾	105, 267	107, 443	△ 2, 176	△ 2.0	100.0	84. 2	85. 2
男	77, 854	80, 530	△ 2,676	△ 3.3	74.0	62. 3	63.8
女	27, 413	26, 913	500	1. 9	26. 0	21. 9	21. 3
医療施設の従事者	101, 919	104, 118	△ 2, 199	△ 2.1	96.8	81. 6	82. 5
病院の従事者	11,662	12, 329	△ 667	△ 5.4	11. 1	9. 3	9.8
病院(医育機関附属の病院を除く)の開設者又は 法人の代表者	33	19	14	73. 7	0.0	0.0	0.0
病院(医育機関附属の病院を除く)の勤務者	3, 223	3, 211	12	0.4	3. 1	2. 6	2. 5
医育機関附属の病院の勤務者	8, 406	9, 099	△ 693	△ 7.6	8.0	6. 7	7. 2
臨床系の教官又は教員	3, 320	3, 514	△ 194	△ 5.5	3. 2	2. 7	2.8
臨床系の大学院生	1, 417	1,546	△ 129	△ 8.3	1.3	1. 1	1. 2
臨床系の勤務医	3, 669	4, 039	△ 370	△ 9.2	3. 5	2. 9	3. 2
診療所の従事者	90, 257	91, 789	△ 1,532	△ 1.7	85. 7	72. 2	72.8
診療所の開設者又は法人の代表者	56, 767	58, 867	△ 2,100	△ 3.6	53.9	45. 4	46. 7
診療所の勤務者	33, 490	32, 922	568	1. 7	31.8	26. 8	26. 1
介護老人保健施設の従事者	34	28	6	21. 4	0.0	0.0	0.0
介護医療院の従事者	3	6	△ 3	△ 50.0	0.0	0.0	0.
医療施設・介護老人保健施設・介護医療院以外の従事者	1, 562	1,646	△ 84	△ 5.1	1.5	1. 3	1.
医育機関の臨床系以外の大学院生	126	148	△ 22	△ 14.9	0.1	0.1	0.
医育機関の臨床系以外の勤務者	867	900	△ 33	△ 3.7	0.8	0. 7	0.
医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者	201	213	△ 12	△ 5.6	0.2	0. 2	0.
行政機関又は保健衛生業務の従事者	368	385	△ 17	△ 4.4	0.3	0.3	0.
行政機関の従事者	314	322	△ 8	△ 2.5	0.3	0.3	0.
行政機関を除く保健衛生業務の従事者 ²⁾	54	63	△ 9	△ 14.3	0.1	0.0	0.
その他の者	1, 747	1,619	128	7. 9	1.7	1. 4	1.
その他の業務の従事者	440	399	41	10. 3	0.4	0.4	0. 3
無職の者	1, 307	1, 220	87	7. 1	1.2	1.0	1. (

注1 「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。 2 血液センター、生命保険会社(嘱託医)、社会保険診療報酬支払基金等の保健衛生業務に従事している者。

第3表 施設・業務の種別にみた薬剤師数及び構成割合

			T-	T-	1		月31日現在
	薬剤師	数(人)	増減数	増減率	構成割合	人口10万	対(人)
	令和4年	令和2年	(人)	(%)	(%)	令和4年	令和2年
総 数 ¹⁾	323, 690	321, 982	1, 708	0. 5	100.0	259. 1	255. 2
男	124, 183	124, 242	△ 59	0.0	38. 4	99.4	98. 5
女	199, 507	197, 740	1, 767	0.9	61. 6	159. 7	156.8
薬局の従事者	190, 735	188, 982	1, 753	0.9	58. 9	152. 7	149.8
薬局の開設者又は法人の代表者(管理者) 2)	13, 587	14, 243	△ 656	△ 4.6	4. 2	10.9	11.3
薬局の開設者又は法人の代表者(管理者以外) 2)	3, 136	3, 109	27	0. 9	1.0	2.5	2.5
薬局の勤務者(管理者)2)	48, 347	46, 661	1,686	3.6	14. 9	38. 7	37.0
薬局の勤務者(管理者以外) ²⁾	125, 665	124, 969	696	0.6	38. 8	100.6	99. 1
医療施設の従事者	62, 463	61, 603	860	1.4	19. 3	50.0	48.8
医療施設で調剤・病棟業務に従事する者	59, 574	58, 801	773	1.3	18. 4	47.7	46.6
医療施設でその他(治験、検査等)の業務に 従事する者	2, 889	2, 802	87	3. 1	0.9	2.3	2. 2
病院の従事者	56, 585	55, 948	637	1. 1	17. 5	45. 3	44. 4
病院で調剤・病棟業務に従事する者	54, 845	54, 255	590	1. 1	16. 9	43. 9	43. 0
病院でその他(治験、検査等)の業務に	1, 740	1, 693	47	2. 8	0. 5	1. 4	1. 3
従事する者	,	ŕ					
診療所の従事者	5, 878	5, 655	223	3. 9	1.8	4. 7	4. 5
診療所で調剤・病棟業務に従事する者	4, 729	4, 546	183	4. 0	1. 5	3.8	3. 6
診療所でその他 (治験、検査等) の業務に 従事する者	1, 149	1, 109	40	3. 6	0.4	0.9	0.9
介護保険施設の従事者	1, 091	988	103	10. 4	0.3	0.9	0.8
介護老人保健施設の勤務者	959	884	75	8. 5	0.3	0.8	0.7
介護医療院の勤務者	132	104	28	26. 9	0.0	0. 1	0. 1
大学の従事者	4, 902	5, 111	△ 209	△ 4.1	1. 5	3. 9	4. 1
大学の勤務者 (研究・教育)	4, 442	4, 590	△ 148	△ 3.2	1. 4	3. 6	3.6
大学院生又は研究生	460	521	△ 61	△ 11.7	0. 1	0.4	0.4
医薬品関係企業の従事者	37, 086	39, 044	△ 1,958	△ 5.0	11. 5	29. 7	31. 0
医薬品製造販売業・製造業 (研究・開発、営業、 その他) に従事する者 ³⁾	25, 786	27, 331	△ 1,545	△ 5.7	8.0	20.6	21. 7
店舗販売業に従事する者	6, 146	6, 551	△ 405	△ 6.2	1. 9	4. 9	5. 2
配置販売業に従事する者	25	38	△ 13	△ 34.2	0.0	0.0	0.0
卸売販売業に従事する者	5, 129	5, 124	5	0. 1	1.6	4. 1	4. 1
衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	6, 927	6, 776	151	2. 2	2. 1	5. 5	5. 4
その他の者	20, 486	19, 462	1,024	5. 3	6. 3	16. 4	15. 4
その他の業務の従事者	8, 506	7,638	868	11.4	2. 6	6.8	6. 1
無職の者	11, 980	11,824	156	1.3	3. 7	9. 6	9. 4

注1 「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。 2 製薬会社(その研究所を含む。)、血液センター等医薬品の製造販売業又は製造業に従事する者。

(このページは空白である。)

第4表 都道府県(従業地)別にみた医師・歯科医師・

			医	師 数	(人)	歯	斗 医 師 数 ((人)	薬剤
5	都道府り	杲	総数	(再 掲)医 療 施 設の 従 事 者	女	総数	(再 掲) 医療施設 の従事者	女	総数
全		国	343, 275	327, 444	77, 380	105, 267	101, 919	26, 275	323, 690
北	海	道	13, 613	13, 058	2, 265	4, 302	4, 147	759	11, 625
青		森	2, 795	2,651	545	715	673	153	2, 373
岩		手	2, 758	2, 580	456	965	907	242	2, 572
宮		城	6, 140	5, 844	1, 174	1, 921	1,819	506	5, 570
秋		田	2, 438	2, 323	507	600	582	105	2, 055
Щ		形	2, 625	2, 494	469	691	678	160	2, 174
福		島	4, 096	3, 914	679	1, 398	1, 339	267	3, 791
茨		城	6, 029	5, 737	1, 329	1, 918	1,894	458	6, 709
栃		木	4, 949	4, 742	1, 091	1, 373	1, 354	333	4, 376
群		馬	4, 657	4, 465	965	1, 344	1, 326	334	4, 157
埼		玉	13, 661	13, 224	3, 118	5, 410	5, 290	1, 381	16, 729
千		葉	13, 521	13, 097	3, 033	4, 953	4, 851	1, 335	14, 746
東		京	48, 578	45, 562	14, 524	16, 890	16, 293	5, 333	53, 527
神	奈	Ш	21, 421	20, 588	5, 604	7, 314	7, 144	2,061	23, 718
新		潟	4, 894	4, 581	879	2,002	1, 875	542	4, 563
富		山	2, 889	2, 752	597	635	605	139	2, 932
石		Ш	3, 390	3, 202	630	734	701	152	2, 853
福		井	2, 132	2,042	424	446	441	101	1,500
Щ		梨	2, 148	2, 068	426	600	592	141	1, 861
長		野	5, 290	5, 046	1, 039	1, 654	1, 568	359	4, 667
岐		阜	4,630	4, 505	903	1,717	1,660	367	4, 108
静		岡	8, 535	8, 242	1,610	2, 371	2, 310	512	8, 403
愛		知	18, 516	17, 590	4, 320	6, 063	5, 895	1, 357	16, 239
三		重	4, 395	4, 201	803	1, 138	1, 119	217	3, 607
滋		賀	3, 575	3, 412	765	828	808	181	3, 359
京		都	9, 067	8, 525	2, 119	1, 965	1, 915	441	6,806
大		阪	26, 518	25, 336	6, 212	7, 954	7, 724	1, 943	27, 586
兵		庫	15, 602	14, 936	3, 532	4, 145	4, 054	886	15, 594
奈		良	3, 868	3, 745	801	949	933	192	3, 219
和	歌	山	3, 010	2, 898	604	698	690	123	2, 346
鳥		取	1,878	1,740	349	383	366	79	1, 243
島		根	2, 153	2, 024	460	398	376	86	1, 451
岡		Щ	6, 271	6, 032	1, 356	1, 764	1,708	506	4, 245
広		島	7,870	7, 525	1,653	2, 508	2, 449	660	7, 324
山		П	3, 737	3, 508	663	951	924	185	3, 524
徳		島	2, 478	2, 363	604	833	793	233	2, 595
香		Щ	2, 846	2,713	615	703	685	167	2, 429
愛		媛	3, 888	3, 739	745	919	895	168	3, 186
高		知	2, 346	2, 266	516	459	446	97	1, 792
福		岡	16, 722	15, 968	3, 496	5, 703	5, 377	1, 484	12, 796
佐		賀	2, 430	2, 352	540	619	606	121	2, 013
長		崎	4, 424	4, 203	869	1, 232	1, 181	288	2, 950
熊		本	5, 428	5, 191	1,034	1, 367	1, 328	314	3, 983
大		分	3, 459	3, 298	662	737	720	129	2, 364
宮		崎	2, 908	2, 744	555	734	701	147	2, 288
鹿	児	島	4, 668	4, 512	904	1, 375	1, 324	327	3, 307
沖		縄	4, 029	3, 906	936	889	853	204	2, 435

				()	万 対 ()	□ 10	人			ar *4 / ! \
3	******		利 師	薬	医 師	歯科	師	医		師 数 (人)
ŕ	都道府県		(再掲) 薬局・医療	総数	(再 揭) 医 療 施 設	総数	(再 掲) 医 療 施 設	総数		(再 掲) ま局・医療 ┏ ===================================
			施設の従事者	小心	の従事者	小心 	の従事者	小心	女	起設の従事者
[全	202. 6	259. 1	81. 6	84. 2	262. 1	274.7	164, 819	253, 198
ì	海	北	192. 9	226. 2	80. 7	83. 7	254. 0	264.8	4, 935	9, 915
į		青	167. 2	197. 1	55. 9	59. 4	220. 2	232. 1	1, 028	2, 013
		岩	187. 0	217. 8	76. 8	81. 7	218. 5	233. 5	1, 208	2, 209
į		宮	199. 7	244. 3	79. 8	84. 3	256. 3	269. 3	2, 721	4, 554
		秋	192. 9	221. 0	62. 6	64. 5	249. 8	262. 2	1, 004	1, 794
		171	192. 9	221.0	02.0	04. 5	249.0	202. 2	1,004	1, 194
		Щ	176. 9	208.8	65. 1	66. 4	239. 6	252. 2	919	1, 842
		福	178. 2	211.8	74. 8	78. 1	218. 7	228.8	1,742	3, 189
1		茨	186. 5	236. 2	66. 7	67. 5	202.0	212. 3	3, 288	5, 296
		栃	187. 3	229. 2	70. 9	71. 9	248. 4	259. 2	2, 149	3, 576
ļ		群	181.6	217. 3	69. 3	70. 3	233. 4	243. 4	2,072	3, 474
		埼	190. 3	228. 0	72. 1	73. 7	180. 2	186. 2	9, 200	13, 963
:		千	195. 6	235. 3	77. 4	79. 0	209. 0	215. 8	8, 471	12, 254
		東	235. 7	381. 3	116. 1	120. 3	324. 6	346. 0	24, 007	33, 082
,	奈	神	215. 5	256. 9	77. 4	79. 2	223. 0	232. 0	14, 310	19, 896
	バ	新	180. 2	256. 9 211. 9	87. 1	93. 0	212. 8	232. 0	2, 183	3, 880
									,	,
		富一	186. 2	288. 3	59. 5	62. 4	270.6	284. 1	1, 140	1, 894
,		石	196. 6	255. 2	62. 7	65. 7	286. 4	303. 2	1, 381	2, 198
		福	163. 6	199. 2	58. 6	59. 2	271. 2	283. 1	695	1, 232
-		Щ	194. 4	232. 0	73. 8	74. 8	257. 9	267.8	899	1, 559
		長	194. 8	231.0	77. 6	81. 9	249.8	261. 9	2, 316	3, 935
		岐	178. 5	211. 1	85. 3	88. 2	231.5	237. 9	1, 908	3, 473
1		静	190. 5	234. 6	64. 5	66. 2	230. 1	238. 3	3, 855	6, 823
		愛	176. 0	216. 7	78. 7	80. 9	234.7	247.0	8, 144	13, 194
		Ξ	179. 4	207. 1	64. 2	65. 3	241.2	252. 3	1, 796	3, 126
		滋	189. 6	238. 4	57. 3	58.8	242. 2	253. 7	1,724	2, 672
		+	100 5	000 0	75 1	77 1	224.2	255 6	9, 400	F 010
;		京	196. 5	266. 9	75. 1	77. 1	334. 3	355. 6	3, 499	5, 012
		大	221. 5	314. 1	88. 0	90. 6	288. 5	302. 0	14, 036	19, 451
J		兵	236. 6	288. 7	75. 0	76. 7	276. 5	288. 8	9, 696	12, 781
	_,	奈		246. 5	71. 4	72. 7	286. 8	296. 2	1,870	2, 578
	歌	和	203. 5	259. 8	76. 4	77. 3	320. 9	333. 3	1, 222	1, 838
		鳥	197. 6	228.5	67. 3	70.4	319.9	345. 2	645	1,075
,		島	189. 5	220.5	57. 1	60. 5	307.6	327. 2	634	1, 247
ı		岡	191. 4	228.0	91.7	94. 7	324.0	336.8	2, 332	3, 563
		広	224. 6	265. 4	88.7	90.9	272.6	285. 1	4, 239	6, 199
		Щ	219. 4	268. 4	70.4	72. 4	267. 2	284.6	1,750	2, 881
		徳	244. 0	368. 6	112.6	118. 3	335. 7	352.0	1, 228	1, 718
,		香	209. 4	260. 1	73. 3	75. 3	290. 5	304. 7	1, 228	1, 956
ţ		愛	203. 4	244. 0	68. 5	70. 4	286. 3	297. 7	1, 603	2, 663
						67. 9				
ź		高福	223. 2 214. 9	265. 1 250. 1	66. 0 105. 1	111.5	335. 2 312. 1	347. 0 326. 9	971 7, 084	1, 509 10, 992
			211. 3	200.1		111.0			.,	
7		佐	215. 6	251.3	75. 7	77. 3	293.6	303. 4	960	1, 727
ļ		長	195. 9	229. 9	92. 0	96. 0	327. 6	344. 8	1, 413	2, 513
7		熊		231.8	77. 3	79. 6	302. 2	315. 9	2,019	3, 357
2		大		213.6	65. 0	66. 6	297. 9	312. 5	1, 229	2, 078
ļ		宮	180.8	217. 5	66. 6	69. 8	260.8	276. 4	1, 078	1, 902
	児	鹿	186. 9	211.6	84. 7	88. 0	288. 7	298. 7	1,620	2, 922
		沖	149. 4	165. 9	58. 1	60. 6	266. 1	274. 5	1, 335	2, 193

	7		ī																																	-										- 1			
		5/A 464-	Det.	ada	+/-	- ≘л.	г			1				_															Т				Т			١,	÷#:	-1%	ιF				Т				^		±#:
	A	総数	达	烘	ル	設	病	ß	-	D	病	[64	(pe i	Fet.	±s +	els F	п				Т				Т			⇒∧	. √=	≠ =	E 1	. ⇒∧	療	iii a			老松		∴ =	:# :	tsc I		. ÷#:	±z-		介	朝 院	護
			an a	24	-	:者								医间附目		月 1			Ster r	+ -	<i>= a</i>	note:	H	7	an.	to 6	床系	n #4						烘	HT V			ル事										事	者
年 次			0)	1/4	争	- 白							痢					ひま		不ラ	に信		床	术	(0)		端床糸 【又は							彩	: 1		ル	争		ll 1 の [ル	*	白
							代				周を		州く		的勤	院務		から			_	大	24	R-	- н-	1.	i 又に とび大				表表	との者		19	1 1	3				又し				蛚	7分	白			
							10	3	X.				務	1	ĐIJ	195		_	义 攸		la E		-	מלון	±	1	E 以 :		1.		衣	18								又りのイ									
											V)	到月	195	18					EX		戶					分													ľ	V) 1	1 4 2	IX 1	3						
	+		<u> </u>				1							- 1												14	C #	J	1				1_			-													
昭和 35 年	F	103, 131		96	3, 0	38		2,	44	9		25,	89	3		9,	394													4	7, 8	349		10,	450							•				•			
40		109, 369		102	2, 0	15		2,	60	8		28,	03	3		9,	749				• • •									5	2, 6	609		9,	011				•			•				•			
45		118, 990		113	3, 2	14		3,	59	7		32,	46	1]	11,	517				• • •									5	7, 1	70		8,	469				•			•				•			•
50		132, 479		125	5, 9	70		3,	25	0		38,	08	5]	16,	101				• • •					• •				5	9, 9	04		8,	630				•			•				•			٠
55		156, 235		148	3, 8	15		3,	46	8		50,	07	5	2	24, 8	879				• • •					• •				6	1,6	46		8,	747				•			•				•			٠
57		167, 952		160), 3	79		3,	54	4		56,	82	4	2	28,	787				• • •					• •				6	2,0	58		9,	166				•			•				٠			•
59		181, 101		173	3, 4	52		3,	53	9		64,	88	3	3	33, 2	206				• • •					• •				6	2, 2	01		9,	620				•			•				•			٠
61		191, 346		183	3, 1	29		3,	67	0		72,	67	3	3	34, ′	785				• • •					• •				6	1, 9	10		10,	086				•			•				•			٠
63		201,658		193	3, 6	82		3,	56	5		81,	07	1	3	36,	389				• • •									6	1, 5	82		11,	075			2	2			-			2	2			•
平成 2 年	F	211, 797		203	3, 7	97		2,	93	6		87,	88	7	3	37,	942				• • •					• • •				5	8, 2	13		16,	819			20	4			-			20	4			٠
4		219, 704		21	1, 4	98		2,	58	8		94,	19	4	3	39, (063				• • •					• •				5	4, 1	43		21,	510			349	9			-			34	9			•
6		230, 519		220), 8	53		6,	34	4		96,	32	1	4	10,	747		1	9, 8	84				20,	86	63			6	3, 9	47		13,	494			86	1			156			70	5			٠
8		240, 908		230), 2	97		6,	09	6	1	00,	94)	4	11,	163		1	9, 9	62				21,	20	01			6	6, 4	88		15,	610		1	, 128	8			144			98	4			•
10		248, 611		236	3, 9	33		6,	01	5	1	05,	98	4	4	11,	101		2	0, 0	82				21,	0	19			6	6, 4	61		17,	372		1	, 83	8		4	244		1	, 59	4			•
12		255, 792		243	3, 2	01		5,	89	8	1	06,	84	5	4	11,	845		2	0, 1	19				21,	72	26			6	9, 2	74		19,	339		2	, 11	4		4	275		1	, 83	9			•
14		262, 687		249	9, 5	74		5,	83	4	1	10,	15	9	4	13,	138		2	0, 5	96				22,	54	42			6	9, 9	36		20,	507		2	, 31	5		4	263		2	, 05	2			•
16		270, 371		256	6, 6	68		5,	74	5	1	14,	51	5	4	13,	423		2	1, 3	50				22,	0	73			7	0, 8	28		22,	157		2	, 668	8		;	324		2	, 34	4			٠
18		277, 927		263	3, 5	40		5,	48	2	1	18,	15	7	4	14, (688		2	2, 3	04				22,	38	84			7	1, 1	92		24,	021		2	, 89	1		;	320		2	, 57	1			•
20		286, 699		27	1, 8	97		5,	39	8	1	22,	30	5	4	16,	563		2	4, 2	52				22,	3	11			7	1, 9	13		25,	718		3	, 09	5		;	330		2	, 76	5			٠
22		295, 049		280), 4	31		5,	43	0	1	26,	97	9	4	18,	557		2	5, 8	62				22,	69	95			7	2, 5	66		26,	899		3	, 11	7		;	333		2	, 78	4			٠
24		303, 268		288	3, 8	50		5,	39	1	1	32,	51	1	Ę	50,	404		2	6, 9	96		5	, 41	14		17,	994		7	2, 1	64		28,	380		3	, 189	9		;	355		2	, 83	4			٠
26		311, 205		296	3, 8	45		5,	33	4	1	37,	32	1		52,	306		2	8, 0	64		5	, 77	70		18,	472		7	2,0	74		29,	810		3	, 230	0		;	364		2	, 86	6			•
28		319,480		304	4, 7	59		5,	14	9	1	41,	96	3		55,	187		2	8, 3	18		6	, 00	00		20,	869		7	1, 8	888		30,	569		3	, 340	6		;	373			, 97				٠
30		327, 210			1, 9			5,	18	3			50			56,				8, 6				, 84			21,				1, 7			32,	127			, 38				349			, 03				55
令和 2 年	F	339, 623			3, 7				14				85			57,				0, 3				, 57			21,				2, 5			34,				, 40				373			, 03				98
4	1	343, 275		327	7, 4	44		5,	25	1	1	55,	17	5	Ĺ	59, (670		2	8, 4	40		4	, 72	25		26,	505		7	0, 3	60		36,	988		3	, 29	8		;	375		2	92	3		3	50

注1 昭和45年以前の医師数には外国人が含まれていないが、、昭和46年以降には含まれている。

歯科医師数・歯科医師1人当たり人口・医療施設従事 第6表

																																											_
		総	数	医	療	施	設																									介	護	老	人力	ì	護	医频	ケ 施	設			
								与 [院	0)	病	院	(🛭	医医	育	機	関									診	参療	所	の	診病	き所の	保	健	施	設日	医痨					医育	一機	関
年	V/			の	従	事	者界	見設	者	又	育;	機	関ド					臨床	系	の	臨床	系	0	富床	系の差									事								床	
平	次						V:	は法	人	0)	属	の	病防	岩炉	i B	· (のま	教		官			1	主义	は教員	1 /3	は法	人	の	勤	務す	ć.						•介	護医	療」	以	外	の
							f	t :	表	者	を	除	<)	茧	j 7	¥ :	者	又		は	大 学	: 院	生 2	支び	大学院	는 선	t =	表	者									院」	以 外	0	大 学	院	生
											0	勤	務者	ž.			1100	教		員			1	ŧΰ	以外の)												従	事	者			
																							î	并	事 者	ď.																	
																					ĺ		\rightarrow	_		,														,			=
昭和			3, 177		31,					6			264			707							• • • •					, 39			1, 422				•		٠		37				
	40		5, 558		34,					2		1,	068			946							• • •					, 91			5, 195				•		•		34				
	45		7, 859		36,					2			012			561							• • •					, 27			623				•		•		44				
	50		3, 586		41,					4			104			789							• • •					, 64			7, 410				•		•		62				
	55		3, 602		51,					4			424			443							• • • •					, 03), 688				•		•		77				
	57		3, 362		56,					5			561			966							• • • •					, 82			, 968				•		•		82				
	59		3, 145		61,					5			701			922							• • • •					, 56			3, 092				•		•		62				
	61		5, 797		64,					4			736			261							• • •					, 99			3, 906				•		•		70				
	63), 572		68,					2			860			685							• • • •					, 36			1, 778			-	-		•		80				
平成	2 年		1, 028		72,					2			951			866							• • • •					, 12			7, 147			-	-		•		95				
	4		7, 416		75,					3			044			490							• • • •					, 78			9, 311			1			•		71				
	6	81	l, 055		79,	091	L		1	6		2,	173		8,	025)	3	8, 64	1			4, 38	31			51	, 49	5	17	7, 382]			•		80	$^{)4}$			
	8	88	5, 518		83,	403	3		1	2		2,	082		8,	629)	3	, 68	5			4, 9	14			53	, 78	9	18	8, 891]			•		96	52			
	10	88	3, 061		85,	669	9		1	.3		2,	217		9,	313	3	3	3, 74	1			5, 50	69			55	, 05	6	19	9, 070			2	2		٠		1, 17	6			
	12	90), 857		88,	410)		1	4		2,	267		9,	245	5	3	8, 63	l			5, 6	14			56	, 86	6	20), 018			6	5		٠		1, 25	52			
	14	92	2,874		90,	499	9		1	2		2,	502		9,	160)	3	3, 638	3			5, 5	22			57	, 78	4	21	, 041			11			•		1, 27	73			
	16	98	5, 197		92,	696	3		1	0		2,	550		9,	078	3	3	8, 687	7			5, 39	91			58	, 54	5	22	2, 513			8	3		٠		1, 31	.8			
	18	97	7, 198		94,	593	3		1	.3		2,	741		9,	515	5	3	3, 632	2			5, 88	33			58	, 95	6	23	3, 368			15	5		٠		1, 33	36			
	20		9, 426		96,	674	1		1	.3		2,	875		9,	173	3	3	8, 699)			5, 4	74			59	, 56	0	25	5, 053			16	5		•		1, 37				
	22	101	1,576		98,	723	3		2	0.		2,	894		9,	524	Į	3	s, 584	1			5, 9	40			60	, 10	0	26	6, 185			16	5		•		1, 42	22			
	24	102	2, 551		99,	659	9		2	6		2,	865		9,	656	3	3	3, 560)	2	, 04	2		4, 054		59	, 74	0	27	7, 372			27	7		•		1, 42	24		13	L
	26		3, 972		00,					4			065			052			3, 443			, 89			3, 719			, 75			9,074			29			•		1, 54			156	
	28		1, 533		01,					22			055			308			3, 476			, 86			3, 971			, 48			684,			33			•		1, 54			12	
	30		1, 908		01,					0.			142			510			303			, 57			3, 632			, 65			, 452			34			-		1,60			122	
令 和	2 年		7, 443		04,					9			211			099			3, 514			, 54			4, 039			, 86			2, 922			28			6		1,64			148	
	4	105	5, 267	1	01,	919	9		3	13		3,	223		8,	406	6	3	3, 320)	1	, 41	7		3, 669		56	, 76	7	33	3, 490			34	ļ		3		1, 56	62		120	j

注1 昭和45年以前の医師数には外国人が含まれていないが、、昭和46年以降には含まれている。

² 沖縄県が含まれたのは、昭和47年以降である。

^{3 「}法人の代表者」は、平成4年までは「勤務者」に含めており、平成6年から「開設者」に含めている。 4 平成6年の「行政機関」は、「衛生行政機関」である。

² 沖縄県が含まれたのは、昭和47年以降である。 3 「法人の代表者」は、平成4年までは「勤務者」に含めており、平成6年から「開設者」に含めている。 4 平成6年の「行政機関」は、「衛生行政機関」である。 — 88 —

医師1人当たり人口の年次推移、主たる業務の種別

														各年	12月31	日現在
介 医療 院 務 設 法 人 の 代 表 者	藤原の 海 番 語	人 保 健 施 设 · 介 護	医育機関 の臨床系 以外の 大学院生	の臨床系以 外の	以 外 の 教育機関	又は保健 衛生業務	産業医	衛生行政は 機関健能 と を が を も の が が が が が が が が が が が が が が が が が が	その他	その他の 業務の 従事者			医師 1 人 当 た り 人 ロ	従事医師	年	次
		4, 769		2, 137				2, 632	2, 324	597	1, 727		914	982	昭和	35 年
•				2, 165						680		_	907	972		
•		4, 425 3, 981		2, 103				2, 260 1, 895	2, 929 1, 795	597	2, 249 1, 198	_	907 880	972		40 45
		5, 940		2, 973				2, 067	1, 469	370	1, 198	_	845	924 889		45 50
		5, 763		3, 664				2,007	1, 409	392	1, 265	_	748	786		55
		5, 763		3, 771				2,099	1,740	454	1, 286	_	707	740		57
		5, 906		3, 743				2, 163	1,743	403	1, 340	_	664	693		59
		6, 402		4, 190				2, 212	1, 815	379	1, 436	_	636	664		61
		6, 254		4, 111				2, 212	1,700	354	1, 346	_	609	634		63
		6, 196		3, 991				2, 205	1,600	333	1, 267	_	584	607	平成	2 年
		6, 219		3, 904				2, 315	1,638	290	1, 348	_	566	588	1 /-/~	4
		6, 929		4, 374				2,555	1,876	320	1, 556	_	542	566		6
		7, 577	3, 9	118	1,028	2,631			1, 906	369	1, 537	_	522	547		8
		7, 777	4, 1		1, 144	2, 508			2, 063	344	1, 719	_	509	534		10
		8, 154	4, 3		1, 107	2,728			2, 148	320	1, 828	175	496	522		12
		8, 611	4, 1		1, 223	2,657	580		2, 178	316	1,862	9	485	511		14
		8,607	4, 0		1, 211	2,657	690		2, 421	369	2,052	7	472	497		16
		8, 696	3, 9		1, 354	2,627	750		2, 785	512	2, 273	15	460	485		18
		8, 923	3, 6		1,528	2,811	889		2,771	628	2, 143	13	445	470		20
		8, 790	3, 6		1,586	2, 584	941		2,707	621	2,086	4	434	457		22
		8, 625	534	3, 044	1, 498	2, 596	953		2,602	611	1, 991	2	420	441		24
		8, 576	561	2, 972	1, 466	2, 583	994		2, 554	704	1,850	-	408	428		26
•		9,057	627	3, 004	1,582	2,716	1, 128		2, 301	642	1,659	17	397	417		28
4	51	9, 331	730	3,019	1,476	2,875	1, 231		2, 448	723	1,725	25	386	405		30
31	267	9, 419	738	3,011	1, 474	2,888	1,308		2,775	777	1, 998	26	371	390	令和	2 年
32	318	9, 181	596	2, 730	1, 425	3, 003	1, 427		2, 979	890	2, 089	23	364	382		4

歯科医師1人当たり人口の年次推移、主たる業務の種別

現在	三12月31日	各年																	
次	年	医従 医 事 届 1 り 口	1 人 当 た り		職者	の他の務の事者	1	の他者	0	衛機保施 性関関を は生 で を を を を を を を を を を を を を を を を を を	呆健 業務	は仕	又衛	の 関 邪 の	外 育 棋	以教	系の者	富床	
	nπ	2 222	2 242		20.4	0.55		1 000		205				ラ				~	_
	昭和 3	2, 966	2,842		634	375		1,009		205	•••							66	
	4	2, 907	2, 790		666	419		1, 085		163	•••							83	
	4	2,870	2, 765		625	320		945		127								19	
	5	2, 668	2, 568		687 925	322 308		1,009		143 130								83 42	
	5	2, 269 2, 107	2, 184 2, 034		925 920	294		1, 233 1, 214		130								42 82	
	5	1, 962	1, 904		949	285		1, 214		155								52 73	
	6	1, 962	1, 904		949 951	241		1, 234		150								73 51	
	6	1, 787	1, 740		951 852	221		1, 192		150								53	
。 2 年		1, 707	1, 740		796	191		987		172								82	
2 + 4		1, 646	1,608		884	189		1,073		165								49	
1 6		1, 581	1,543		991	168		1, 159		185								19	
8		1, 501	1, 472		959	193		1, 152			195			48			7	719	
	1	1, 509	1, 472		1,050	164		1, 152			205			46 65				906	
	1	1, 476	1, 430	52	990	147		1, 137			213			72				967	
4		1, 430	1, 372	32	953	135		1, 137			252			128				893	
6		1, 377	1, 341	1	995	179		1, 174			226			100				992	
	1	1, 351	1, 315	9	1,084	161		1, 245			231			98				007	
	2	1, 321	1, 284	6	1, 135	222		1, 357			242			134				997	
	2	1, 297	1, 261	4	1, 134	277		1, 411			271			135				016	
4		1, 280	1, 243	1	1, 164	276		1, 440			294			160			9	83	τ,
	2	1, 259	1, 222	_	1, 105	333		1, 438			321			162				90	
	2	1, 250	1, 214	9	1, 086	311		1, 397			348			173				89	
	3	1, 242	1, 205	13	1, 119	358		1, 477			373			196				91	
· 2 年		1, 212	1, 174	26	1, 220	399		1, 619			385			213				90	
4		1, 226	1, 187	2	1, 307	440		1, 747			368			201				86	

		1						T					
		総数	薬局の					医療施設の					
		7AL 3A		開 設 者開	設 者	勘 務 者	勤務す		周 剤 ・検	查	その他り	病 院 の	
年	\/h+			又は法人又は		-3 23 E		従 事 者	. ,,,		- '-		周 剤 ・
平	次					(管理者)	(管理 1	新	対棟業務		(治験等)	並事者	
				(管理者)(管	9 理 者		以 外)				痄	対棟 業務
				以	外)								
昭 和	35 年	60, 257	23, 348	14, 486		8, 8	co		9, 575				
哈 和	35 平 40	68, 674	23, 348	14, 486		8, 8			9, 575		•••		
	45	79, 393	27, 681	13, 266		14, 4			14, 627				
	50	94, 362	30, 446	14, 124		16, 3		•••	18, 234	1, 158	•••	•••	•••
	55	116, 056	36, 677	16, 191		20, 4		•••	25, 830	1, 258	•••	•••	•••
	57	124, 390	39, 751	16, 333		23, 4		•••	28, 971	1, 249	•••	•••	•••
	59	129, 700	42, 173	16, 462		25, 7		•••	31, 445	1,058	•••	•••	•••
	61	135, 990	43, 749	17, 379		26, 3		•••	33, 947	852	•••	•••	•••
	63	143, 429	45, 963	17, 046		28, 9		•••	37, 591	748	•••	•••	•••
平 成		150, 627	48, 811	17, 461		31, 3		•••	40, 512	702	•••	•••	•••
	4	162, 021	52, 226	16, 923		35, 3			42, 784	632		•••	•••
	6	176, 871	60, 866	20, 333		40, 5		45, 553	43, 864	502	1, 187	•••	•••
	8	194, 300	69, 870	20, 460		49, 4		48, 984	47, 170	455	1, 359	•••	•••
	10	205, 953	81, 220	20, 500		60, 7		49, 039	47, 069	442	1, 528	•••	•••
	12	217, 477	94, 760	20, 608		74, 1		48, 150	46, 034	333	1, 783	•••	•••
	14	229, 744	106, 892	20, 446		86, 4		47, 536	45, 277	282	1, 977	•••	•••
	16	241, 369	116, 303	19, 935		96, 3		48, 094	45, 711	252	2, 131	•••	•••
	18	252, 533	125, 254	19, 492		105,		48, 964	46, 431	249	2, 284		
	20	267, 751	135, 716	19, 288		116,		50, 336	47, 754	168	2, 414		
	22	276, 517	145, 603	18, 884		126,		52, 013	49, 211	159	2, 643		
	24	280, 052	153, 012	18, 358		134,	004	52, 704	50, 415	149	2, 140	•••	•••
	26	288, 151	161, 198	17, 859		143,	339	54, 879	52, 577	2, 30	12	48,980	47, 708
	28	301, 323	172, 142	17, 201		154,	941	58, 044	55, 634	2, 41	.0	52, 145	50, 785
	30	311, 289	180, 415	16,698		163,	717	59, 956	57, 304	2, 65	52	54, 150	52, 596
令 和	2 年	321, 982	188, 982	14, 243	3, 109	46, 661	124, 969	61,603	58, 801	2,80	12	55, 948	54, 255
	4	323, 690	190, 735	13, 587	3, 136	48, 347	125, 665	62, 463	59, 574	2, 88	19	56, 585	54, 845

注1 昭和45年以前の薬剤師数には外国人が含まれていないが、、昭和46年以降には含まれている。
2 沖縄県が含まれたのは、昭和47年以降である。
3 平成6年~平成16年「医薬品製造販売業・製造業(研究・開発、営業、その他)」は、「医薬品製造業・輸入販売業(研究・開発、営業、その他)」である。
4 平成6年~平成22年「調剤・病棟業務」は、「調剤」である。
5 「店舗販売業」「配置販売業」「卸売販売業」は、平成28年以前の「医薬品販売業」を細分化したものである。
6 令和2年より「薬局の開設者又は法人の代表者」「薬局の勤務者」を細分化している。

業務の種別 (その1)

日現在	.2月3	件1	各										
		-	学院生 は 究生	大 学 務 者・		大後の者	医療院の	介 護 老 人 保健施設の		そ の 他 (治 験、	調 剤・ 病棟業務	診療所の従事者	その他 (治験、 検査等)
05 5	r.,	1777											
35 年	和	昭		1, 149	1, 149		•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••
40				1, 482	1, 482		•••	•••	•••	•••	•••	•••	
45				2,089	2, 089		•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••
50				2, 444	2, 444			•••	•••			•••	
55				2, 852	2,852	••	•••	•••	•••				
57				2, 937	2,937			•••	•••			•••	
59				2, 976	2,976			•••	•••			•••	• • • •
61				3, 082	3,082			•••	•••			•••	• • • •
63				3, 111	3, 111			•••	•••			•••	
2 年	成	平		2, 969	2,969		•••			•••		•••	
4				3, 146	3, 146		•••			•••		•••	
6			2,070	3, 037	5, 107		•••			•••		•••	
8			2,687	3,021	5, 708		•••			•••		•••	
10			2, 963	3,075	6,038		•••			•••		•••	
12			3, 225	3, 168	6, 393		•••			•••		•••	•••
14			3, 922	3, 154	7,076		•••			•••		•••	•••
16			4, 489	3, 557	8,046		•••			•••		•••	•••
18			4,715	4, 130	8,845		•••			•••		•••	•••
20			4,867	4, 409	9, 276	••			•••			•••	
22			2, 958	4, 580	7,538	••			•••			•••	
24			631	4,618	5, 249	••		•••	•••		•••		•••
26			463	4,640	5, 103					1,030	4,869	5, 899	1,272
28			523	4, 523	5,046					1,050	4,849	5, 899	1, 360
30			509	4, 754	5, 263	16	16	816	832	1, 098	4, 708	5, 806	1,554
2 年	和	令	521	4, 590	5, 111	04	104	884	988	1, 109	4, 546	5, 655	1,693
4	1,14	'*	460	4, 442	4, 902			959	1, 091	1, 149	4, 729	5, 878	1, 740

第7表 薬剤師数の年次推移、業務の種別 (その2)

												各	年12	月31	日現在
	年	次		医薬品製造店 販売業・製 造業(研究・ 開発、営業、 その他)	舗 配売 業 販	走 業月		衛機保施 を関健設 事 がは生の者	の者	その他の無業務の従事者の	不 職 者	詳		年	次
昭	和	35 年 40	11, 232 13, 668		11, 232 13, 668			2, 999 3, 093					昭		35 年 40
		45 50 55	15, 728 18, 793 22, 675	10, 047 11, 196	15, 728	8, 746 11, 479		3, 280 4, 485 4, 815							45 50 55
		57 59	23, 909 25, 149	11, 898 12, 605		12, 011 12, 544		4, 923 4, 881							57 59
平	成	61 63 2 年	26, 793 28, 931 31, 358	14, 147 15, 243 16, 884		12, 646 13, 688 14, 474		5, 007 4, 879 4, 931				•••	平		61 63 2 年
		4 6 8	36, 248 40, 881 45, 116	20, 751 26, 198 29, 534		15, 497 14, 683 15, 582		5, 168 5, 312 5, 441	 19, 152 19, 181	4, 603 4, 573	14, 549 14, 608				4 6 8
		10 12 14	45, 821 44, 803 45, 543	29, 491 28, 584 29, 592		16, 330 16, 219 15, 951		5, 592 5, 691 5, 673	18, 243 17, 494 16, 998	4, 255 4, 400 4, 614	13, 988 13, 094 12, 384	 186 26			10 12 14
		16 18 20	45, 261 45, 415 47, 643	29, 828 30, 130 30, 900		15, 433 15, 285 16, 743		5, 860 5, 951 6, 280	17, 804 18, 086 18, 476	4, 918 5, 416 6, 162	12, 886 12, 670 12, 314	1 18 24			16 18 20
		22 24	47, 256 45, 112	31, 916 31, 262		15, 340 13, 850		6, 303 6, 443	17, 780 17, 517	6, 066 6, 271	11, 714 11, 246	24 15			22 24
		26 28 30	43, 608 42, 024 41, 303	30, 762 30, 265 29, 009	6, 987	12, 846 11, 759 68	5, 239		16, 766 17, 233 16, 856	6, 349 6, 802 6, 517	10, 417 10, 431 10, 339	21 21 3			26 28 30
令	和	2年 4	39, 044 37, 086	27, 331 25 , 786	6, 551 6, 146	38 25	5, 124 5 , 129		19, 462 20 , 486	7, 638 8, 506	11, 824 11, 980	16	令	和	2年 4

注1 昭和45年以前の薬剤師数には外国人が含まれていないが、、昭和46年以降には含まれている。

日 昭和49年以前の集刑前の集刑前の集刑前の集刊前の最近にいる。
2 沖縄県が含まれたのは、昭和47年以降である。
3 平成6年~平成16年「医薬品製造販売業・製造業(研究・開発、営業、その他)」は、「医薬品製造業・輸入販売業(研究・開発、営業、その他)」である。
4 平成6年~平成22年「調剤・病棟業務」は、「調剤」である。
5 「店舗販売業」「配置販売業」「卸売販売業」は、平成28年以前の「医薬品販売業」を細分化したものである。
6 令和2年より「薬局の開設者又は法人の代表者」「薬局の勤務者」を細分化している。

[参考資料(東京都)]

第8表 主たる診療科別にみた医療施設に従事する医師数の年次推移

_			1	1			1				11	各年12月31日現在
i	診療科 目	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年	令和4年	備考
医従	療 施 設 の 事 者 数	32, 698	33, 604	35, 616	37, 552	39, 116	40, 769	41, 445	42, 497	45, 078	45, 562	
内	科	8, 957	8, 494	7, 194	7, 378	7, 407	7, 434	7, 438	7, 171	7, 505	7, 561	
呼	吸 器 科	540	582	•	•	•	•	•	•	•		平成18年まで把握
呼	吸 器 内 科	•	•	681	724	798	847	865	944	1,019		平成20年から把握
循	環 器 科	1, 188	1, 229	•					•	•		平成18年まで把握
循	環 器 内 科	•	•	1, 299	1, 342	1, 457	1, 598	1, 579	1,670	1, 691	1, /56	平成20年から把握
消 (***	化器科 制制 化甲基甲基	1, 344	1, 348	•	•	•	•	•	•	•		平成18年まで把握
消 (化器内科胃腸内科)	•	•	1, 440	1,529	1,663	1, 789	1, 798	1, 901	2, 105	2, 117	平成20年から把握
腎	臓 内 科	•	•	555	656	697	710	816	895	951		平成20年から把握
脳	神経内科	483	468	548	566	609	666	682	711	822	800	
糖 (尿病内科代謝内科)	•	•	538	631	693	768	789	809	880	935	平成20年から把握
ш	液 内 科	•	•	308	359	365	424	400	440	415		平成20年から把握
皮	膚 科	1, 259	1, 262	1, 370	1, 444	1, 493	1, 537	1,586	1,674	1, 815		
ア	レルギー科	47	46	39	44	38	44	37	32	32	31	
IJ IJ	ウマチ科	196	219	216	273	289	340	343	365	367	357	TA10F-1-1-1-1
性感	病 科 染症 内 科	11	15	90	100	199	140	144	161	171		平成18年まで把握
感					102	133	140	144	161	171	2, 503	平成20年から把握
小精	児 科 神 科	1, 850 1, 410	1, 883 1, 466	1, 941 1, 662	2, 120 1, 807	2, 242 1, 981	2, 327 2, 042	2, 338 2, 057	2, 404 2, 103	2, 604 2, 269	2, 503	
神	経 科	1, 410	1, 400	1,002	1,007	1, 901	2,042	2,001	2, 103	2, 209		平成18年まで把握
心	療内科	128	134	156	164	146	165	172	170	161	157	一,从10十4 (11)连
外	科	2, 377	2, 155	1, 419	1, 400	1, 358	1, 353	1, 211	1, 163	1, 095	1, 089	
呼	吸器外科	175	198	210	233	236	260	254	285	290	319	
小	臟 血 管 外 科	353	357	378	374	382	434	426	439	439	417	
乳	腺外科	•		181	240	252	285	331	340	351	384	平成20年から把握
気	管 食 道 科	1	3						•			平成18年まで把握
気	管食道外科	•	•	18	22	16	24	25	28	39	44	平成20年から把握
消 (化 器 外 科 胃 腸 外 科)	•	•	695	757	814	742	873	796	863	864	平成20年から把握
泌	尿 器 科	588	614	661	685	733	752	760	816	864	900	
۲	う 門 科	47	47	•	•	•	•	•	•	•		平成18年まで把握
肛	門 外 科	•	•	54	56	49	59	56	65	69		平成20年から把握
脳	神経外科	652	676	682	734	793	856	878	901	874	876	
整	形外科	1, 918	1, 921	2,020	2, 112	2, 137	2, 303	2, 339	2, 410	2, 527	2, 503	
形	成 外 科	320	342	382	399	423	436	470	483	551	596	
美眼	容 外 科	119	114	129	162	181	202	213	271	412	499	
	科 鼻 い ん こ う 科	1, 882	1,806	1, 903	1,920	1, 967	1, 948	1, 980	1, 991	2, 093		
4	鼻いんこう 科 児 外 科	1, 262 104	1, 227 101	1, 228 100	1, 277 100	1, 290 119	1, 334 128	1, 326 114	1, 354 127	1, 428 125	1, 366	
亦産	婦 人 科	1, 289	1, 237	1, 330	1, 403	1, 451	1,504	1,609	1, 588	1, 724	1, 745	
産産	州 八 村	26	58	41	55	52	47	51	1, 388	70	65	
婦婦	人 科	264	293	302	310	333	332	346	352	420	422	
	ヘビリテーション科	188	198	232	242	286	320	337	374	441	451	
放	射 線 科	585	603	660	763	828	861	934	960	1, 014		
麻	酔 科	809	815	973	1, 106	1, 155	1,218	1, 283	1, 376	1, 489	1, 490	
病	理診断科		198	226	240	261	293	315	319	329	353	
臨	床 検 査 科			78	104	91	91	105	98	111	119	平成20年から把握
救	急 科		277	299	344	387	481	488	537	594	609	
集	中 治 療 科	•	•	•	•	•	•	•	•	•	114	令和4年から把握
臨	床 研 修 医		2, 146	2, 387	2, 358	2, 440	2, 457	2, 514	2, 527	2, 626	2, 453	
全	科	495	22	29	24	25	24	22	22	41	28	
そ	の他	1, 399	689	555	761	765	931	739	810	860	947	
	たる診療科名不詳	263	237	310	170	187	187	204	242	231	246	
不	詳	52	35	97	62	94	76	198	291	301	415	

注1 平成20年4月1日より、医療法の改正に伴い、本調査において表章する診療科目名が変更されたため、診療科別の年次推移の単純比較はできない。

^{2 「}心臓血管外科」には循環器外科を含む。

^{3 「}病理診断科」「救急科」「臨床研修医」は、平成18年調査から集計

⁴ 主たる診療科とは、複数の診療科に従事している場合の主として従事する診療科と、1診療科のみに従事している場合の診療科である。 5 「集中治療科」は、令和4年調査から集計

第9表 診療科 (複数回答) 別にみた医療施設に従事する医師数の年次推移

_															各年12月31日現在
į	診 療	. 1	科目	1	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年	令和4年	備考
医従	療 事	施	設 者	の数	32, 698	33, 604	35, 616	37, 552	39, 116	40, 769	41, 445	42, 497	45, 078	45, 562	
内				科	12, 277	11,847	10, 304	10, 793	10,885	11, 312	11,014	11, 147	11, 721	12, 257	
呼	吸		器	科	1, 295	1, 325	•					•			平成18年まで把握
呼	吸	器	内	科	•		1, 384	1, 456	1,523	1,587	1,614	1,658	1,718	1, 771	平成20年から把握
循	環		器	科	2, 405	2, 523									平成18年まで把握
循	環	器	内	科		•	2, 471	2, 507	2, 578	2,766	2,649	2, 751	2,764	2. 775	平成20年から把握
消	化		器	科	3, 267	3, 294	•							_,	平成18年まで把握
消	胃 化	腸器	科内) 科	•	•	3, 044			0 011				2 454	平成20年から把握
(胃腸	易力)	Ţ	•		3, 108	3, 237	3, 311	3, 215	3, 275	3, 471	, ·	7777
腎	臓		内.	科	•	•	717	885	903	994	1, 094	1, 189	1, 277	,	平成20年から把握
脳	神	経亡	内	科	745	754	780	845	876	948	988	990	1, 096	1, 082	
糖 (尿 代 詢	病	内 科	科)	•	•	815	1,004	1, 067	1, 183	1, 275	1, 315	1, 405	1, 475	平成20年から把握
ш́.	液		内	科	•	•	409	459	470	529	514	583	542	597	平成20年から把握
皮		膚		科	2, 443	2, 460	2, 504	2, 635	2,614	2,620	2, 525	2,614	2, 775	2, 713	
ア	レル	/ =	ギ ー	科	649	755	804	868	914	961	936	951	1,026	1, 025	
IJ	ウ	マ	チ	科	578	598	631	713	705	776	758	761	764	764	
性		病		科	116	107	•	•	•	•	•	•	•		平成18年まで把握
感	染	症	内	科	•	•	168	183	215	223	278	298	294	333	平成20年から把握
小		児		科	3, 857	3, 805	3, 725	3, 903	3, 918	4,008	3, 664	3, 688	3, 888	3, 682	
精		神		科	1,601	1,668	1,848	2,019	2, 203	2, 279	2, 282	2, 345	2, 528	2, 591	
神		経		科	684	626	•	•	•	•	•	•	•		平成18年まで把握
心	療		内	科	486	576	632	746	779	871	796	822	878	837	
外				科	3, 717	3, 521	2,853	2, 883	2,744	2,864	2, 583	2, 429	2, 446	2, 387	
呼	吸	器	外	科	219	230	250	266	269	291	290	327	327	351	
心	臓 血	1 省	学 外	科	386	384	435	423	424	486	489	492	511	492	
乳	腺		外	科	•	•	315	385	392	422	462	477	488	504	平成20年から把握
気	管	食	道	科	197	175	•	•	•	•	•	•	•		平成18年まで把握
気	管 食	ţij	首 外	科	•	•	164	145	129	150	130	128	141	121	平成20年から把握
消 (化胃 腸	器易多	外 N 科	科)	•	•	982	1, 049	1, 114	1, 108	1, 160	1, 121	1, 191	1, 192	平成20年から把握
泌	尿		器	科	935	984	941	975	1,000	1,017	1,015	1,042	1, 105	1, 132	
۲	う		門	科	432	418	•					•			平成18年まで把握
肛	門		外	科	•		456	418	421	472	420	468	479	423	平成20年から把握
脳	神	経	外	科	723	761	772	814	869	932	957	974	947	966	
整	形		外	科	2, 479	2, 462	2, 475	2, 559	2,550	2,736	2,719	2,760	2, 896	2, 845	
形	成		外	科	561	578	619	641	687	709	692	688	767	832	
美	容		外	科	239	257	247	310	350	384	353	412	541	670	
眼				科	1, 937	1,857	1, 954	1, 955	2,000	1, 979	2,017	2,024	2, 120	2, 071	
耳	鼻い	h	こう	科	1, 349	1, 305	1, 311	1, 339	1, 349	1, 382	1, 387	1, 394	1, 463	1, 410	
小	児		外	科	143	146	160	155	168	167	158	176	166	183	
産	婦		人	科	1, 357	1, 292	1, 368	1, 447	1, 493	1,539	1,634	1,613	1,746	1, 767	
産				科	67	119	85	112	105	99	103	142	124	126	
婦		人		科	420	458	425	426	448	429	424	441	501	509	
リノ	ヽビリ	テー	ション	/科	1, 162	1, 199	1, 140	1,210	1, 205	1, 285	1, 115	1, 159	1, 248	1, 170	
放	射		線	科	961	947	914	1,015	1,029	1,075	1, 107	1, 114	1, 163	1, 178	
麻		酔		科	991	1,005	1, 153	1, 295	1,310	1, 392	1, 427	1,512	1,644	1, 650	
病	理	診	断	科		212	247	255	276	310	330	336	346	375	
臨	床	検	查	科			100	137	127	129	138	148	145	157	平成20年から把握
救		急		科		324	388	445	487	577	610	672	746	793	
集	中	治	療	科		•						•	•	297	令和4年から把握
臨	床	研	修	医		2, 182	2, 404	2, 391	2, 440	2, 457	2, 514	2, 527	2,626	2, 453	
全				科	495	22	29	24	25	24	22	22	41	28	
そ		0)		他	1,590	838	943	1,040	950	1, 138	951	1,008	1, 143	1, 295	
不				詳	52	35	97	62	94	76	198	291	301	415	
1														l	1

注1 平成20年4月1日より、医療法の改正に伴い、本調査において表章する診療科目名が変更されたため、診療科別の年次推移の単純比較はできない。

^{2 「}心臓血管外科」には循環器外科を含む。

^{3 「}病理診断科」「救急科」「臨床研修医」は、平成18年調査から集計

^{4 2}つ以上の診療科に従事している場合、各々の科に重複計上している。

^{5 「}集中治療科」は、令和4年調査から集計

IV 利用上の注意及び用語の解説

1 利用上の注意

- (1) 本書に掲載されている割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。
- (2) 表中の「業務の種別」は簡略した表現になっている箇所がある。届出票上の正確な表記及びその定義は、各届出票の記入要領(94、98、101頁)を参照してください。
- (3) 本統計における診療科名は、医療法において広告が認められている診療科名である。 医療機関が標ぼうする診療科名については、従来、医療法施行令に具体的名称を限定列挙 して規定していたところであるが、平成20年4月1日から適切な医療機関の選択と受診を支 援する観点から、身体の部位や患者の疾患等、一定の性質を有する名称を診療科名とする柔 軟な方式に改められたため、年次推移の単純な比較はできない。

2 表中の記号

計数のない場合 - 計数不明又は計数を表章することが不適当な場合 ・・・・ 統計項目があり得ない場合 ・・・ 比率等を四捨五入した結果が表章すべき最下位の桁の1に達しない場合 0.0 減少数又は減少率を意味する場合 △

3 用語の解説

従事している施設及び業務の種別

主たる施設・業務の種別

複数の施設に従事している場合の主たる施設・業務の種別と、1施設のみに従事している場合の施設・業務の種別である。

従たる施設・業務の種別(薬剤師を除く。)

複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設・業務の種別である。

病院

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するものをいう。

医育機関

「学校教育法」において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究附属病院も含む。

診療所

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの、 又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。

介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設をいう。

介護医療院

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設をいう。

従業地

各届出票の業務の種別中、「その他の業務の従事者」・「無職の者」 (薬剤師は「無職の者」 のみ) は住所地により計上している。

診療科名 (薬剤師を除く。)

医療法において広告が認められている診療科名である。

主たる診療科

複数の診療科に従事している場合の主として従事する診療科と、1診療科のみに従事している場合の診療科である。

診療科 (複数回答)

2つ以上の診療科に従事している場合、各々の科に重複計上している。

全科

診療科を限定することなく総合的に診療を行う場合の診療科である。

その他

届出票の診療科以外に従事している場合、例えば健康管理等を行っている場合「その他」 として計上している。

麻酔科標ぼう医

厚生労働大臣が個別に許可している麻酔科の標ぼうに関する資格である。

その他注意すべき事項

外国人医師・歯科医師・薬剤師が集計の対象になったのは、昭和46年以降である。

平均年齡

平均年齢算出に月数を含めた方法を用いた。

V 比率の算出に用いた人口

1 人口、東京・全国・年次別

各年10月1日現在

			各年IU月I日現任
年 次		東京	全 国
昭和35 年	*	9, 683, 802	94, 301, 623
40	*	10, 869, 244	99, 209, 137
45	*	11, 408, 071	104, 665, 171
50	*	11, 673, 554	111, 939, 643
55	*	11, 618, 281	117, 060, 396
57		11, 669, 000	118, 693, 000
59		11, 797, 000	120, 235, 000
61		11, 893, 000	121, 672, 000
63		11, 890, 000	122, 783, 000
平成 2	*	11, 855, 563	123, 611, 167
4		11, 874, 000	124, 452, 000
6		11, 771, 000	125, 034, 000
8		11, 772, 000	125, 864, 000
10		11, 830, 000	126, 486, 000
12	*	12, 064, 101	126, 925, 843
14		12, 219, 000	127, 435, 000
16		12, 378, 000	127, 687, 000
18		12, 659, 000	127, 770, 000
20		12, 838, 000	127, 692, 000
22	*	13, 159, 388	128, 057, 352
24		13, 230, 000	127, 515, 000
26		13, 390, 000	127, 083, 000
28		13, 624, 000	126, 933, 000
30		13, 822, 000	126, 443, 000
令和2	*	14, 047, 594	126, 146, 099
4		14, 038, 000	124, 947, 000

注1 東京都の人口・全国の人口ともに「人口推計(各年10月1日現在)」(総務省統計局)の総人口による。 2 *印が付いている年は、東京都・全国ともに「国勢調査」(総務省統計局)確定値の総人口による。

2 東京都人口、区市町村別

令和4年10月1日現在

	1 -		744年10月1日先任
区 市 町 村	人口	区市町村	人口
総数	14, 040, 732	府 中 市	263, 006
男	6, 888, 660	昭 島 市	114, 588
女	7, 152, 072	調布市	243, 691
函 部	9, 720, 389	町 田 市	433, 032
市部	4, 241, 974	小 金 井 市	127, 493
郡部	54, 636		
島部	23, 733	小 平 市	199, 774
		日 野 市	190, 834
千 代 田 区	67, 348	東村山市	152, 253
中 央 区	172, 461	国 分 寺 市	131, 245
港区	261, 876	国 立 市	77, 006
新 宿 区	351, 079		
文 京 区	242, 726	福 生 市	55, 742
		狛 江 市	84, 321
台 東 区	215, 180	東大和市	83, 551
墨田区	275, 754	清 瀬 市	76, 114
江 東 区	529, 520	東久留米市	115, 252
品川区	419, 261		
目 黒 区	284, 788	武蔵村山市	70, 277
		多 摩 市	146, 115
大 田 区	740, 823	稲 城 市	94, 454
世田谷区	938, 288	羽 村 市	54, 059
渋 谷 区	242, 538	あきる野市	78, 904
中 野 区	344, 050		
杉 並 区	588, 102	西東京市	207, 310
豊 島 区	302, 972	瑞穂町	31, 346
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	355, 458	日の出町	16, 823
荒川区	217, 776	檜 原 村	1, 929
板橋区	582, 528	奥多摩町	4, 538
練馬区	751, 169		1, 000
WK 113	101,100	大 島 町	6, 843
足 立 区	693, 664	利島村	339
葛 飾 区	452, 742	新島村	2, 301
江 戸 川 区	690, 286	神津島村	1, 793
. , , , . —	1, 2, 2	三宅村	2, 207
八王子市	580, 088	御蔵島村	305
立川市	184, 707	八丈町	6, 870
武蔵野市	150, 732	青ヶ島村	172
三鷹市	195, 690	小笠原村	2, 903
青 梅 市	131, 736		·

注 「東京の人口(推計)令和4年10月1日現在」(東京都総務局)による。

医

医 師 届 出 票

R 04 医

第二号書式(第六条関係)

(令和4年12月31日現在)

		=
(1)	住 所	
	ふりがな	───────────────────────────────────
(-)		
(2)	氏 名	
	メールアドレス	
		※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。 同意しない場合
(3)	性 別	1 男 ・ 2 女 (4) 生 年 月 日 ^{1 平成} 2 照和 3 大正 年 月 日
(5)	医籍登録番号	4 明治 1 合和 1 合和 2 平成 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日
	従事している施設	4 天庄
(7)	回答欄	施設の種別 業務の種別
	01~19 のうち1つ を記入すること。	b療所
	主たる施設・業務	病院 03 開設者又は法人の代表者
	の種別(1つ)	(医育機関附属の病院を除く。) 04 勤務者 05 臨床系の教官又は教員
		医育機関 06 臨床系の大学院生
		(医学部を有する大学 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) Vはその附属機関 08 臨床系以外の大学院生
	複数の施設に従事	09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)
	している場合で2 番目に長時間従事	介護老人保健施設 10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者
	している施設について01~18のうち	↑誰医療院 12 開設者又は法人の代表者
	1つを記入するこ と。	13 動務者
	従たる施設・業務	トシングの施設 15 行政機関の従事者
	の種別(1つ)	16 14及び15以外の産業医
		その他 18 その他の業務の従事者
		19 無職の者 「勤務状況」の「勤務日数」は、今年度12月1日~7日の宿直・日直以外の勤務日の合計を選択する。なお、午前のみ、午後の
従	事 先	みの勤務の場合は0.5日としてカウントする。 「宿直・日直回数」は、今年度11月1日~30日の休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務の合計を選択する。
		日直・宿直はそれぞれ1回、宿直と日直を連続して行う場合は2回としてカウントする。なお、オンコールはカウントしない。
3) (3) 主 た る 従 事 先 (「名称」「所在地」「勤	: 務状況」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に 01~17 のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)
	ふりがな	電話
	名称	代表電話
	所 在 地	
		都 道 市 区 町 府 県 郡
	勤 務 状 況 該当する項目を	12月1日~7日の勤務日数(日/週)(宿直・日直を除く) 0日 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 5.5 6.0 6.5 7.0
	1つ○で囲むこと。	11月の宿直・日直回数(回/月) 0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10~15未満 15~20未満 20以上
	(「就業形態」「主たる業	務内容」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01~05、07及び09~17のいずれかを記入した者のみが記入すること。)
	就業形態	1 常勤 2 非常勤 【 ※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤 務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。
	主たる業務内容	1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 産業医業務 5 その他
	休業の取得(取得中の者のみ)	1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業
(9	9) 従たる従事先 ふりがな	(複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に 01~17 のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。) 電話話
		電 話 代表電話
	名 称	()
	所在地	都 道 市 町 府 県 郡
	勤務状況	12月1日~7日の勤務日数(日/週)(宿直・日直を除く) 0日 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 5.5 6.0 6.5 7.0
	該当する項目を 1 つ○で囲むこと。	11月の宿直・日直回数(回/月) 0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10~15未満 15~20未満 20以上
	従たる従事先の件数	件 (今年度12月31日現在で雇用契約等のある全ての従たる従事先。)

4、従事	する	((7))欄の「主たる施設・業務の種別」に01~07のいずれかを記入した者のみが記入すること。)
(10) 診療科			01 内科 02 呼吸器内科 03 循環器内科
従事するす	べての診	т	04 消化器内科(胃腸内科) 05 腎臓内科 06 脳神経内科 07 糖尿病内科(代謝内科) 08 血液内科 09 皮膚科
療科名の番		Ι	07 糖尿病内科(代謝内科) 08 血液内科 09 皮膚科 10 アレルギー科 11 リウマチ科 12 感染症内科
囲むこと。	DI I.O.		13 小児科 14 精神科 15 心療内科
また、2つ 囲んだ者は			16 外科
たる診療科	名の番号		19 乳腺外科 20 気管食道外科 21 消化器外科(胃腸外科) 22 泌尿器科 23 肛門外科 24 脳神経外科
を1つ記入	すること。	П	25 整形外科 26 形成外科 27 美容外科
臨床研修医			28 眼科 29 耳鼻いんこう科 30 小児外科
「 41 臨床研 のみを○で			31 産婦人科 32 産科 33 婦人科 24 としております。 またる診療科名
該当する診	_ · · · · ·	ш	34 リハビリテーション科 35 放射線科 36 麻酔科 37 病理診断科 38 臨床検査科 39 救急科
ない場合、			40 集中治療科
診療科名の		IV	41 臨床研修医 42 全科
で囲むこと	0	V	43 その他()
取得してい		医療区域	法に基づいて広告することが可能とされている医師の専門性に関する資格、麻酔科の標榜資格(麻酔科標榜医)及び医師少数 経験認定医師を指す。専門性に関する資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入する
可能な医的 (11) 性に関する		こと	
(11) 性に関する 麻酔科の標	更恰石、 型榜資格		01 内科専門医 02 小児科専門医 03 皮膚科専門医
及び医師と			04 精神科専門医 05 外科専門医 06 整形外科専門医 07 産婦人科専門医 08 眼科専門医 09 耳鼻咽喉科専門医
経験認定医	三師		10 泌尿器科専門医 11 脳神経外科専門医 12 放射線科専門医
四切りてい	フナジア		13 麻酔科専門医 14 病理専門医 15 救急科専門医
取得してい の資格名の			16 形成外科専門医 17 リハビリテーション科専門医 18 臨床検査専門医 19 総合診療専門医
で囲むこと		1	20 総合内科専門医 21 呼吸器専門医 22 循環器専門医
			23 消化器病専門医 24 腎臟専門医 25 肝臟専門医
※01、18、 士声照后	19は日 機構認定		26 神経内科専門医27 糖尿病専門医28 内分泌代謝科専門医29 血液専門医30 アレルギー専門医31 リウマチ専門医
平等门达 資格 、0 2		Ι	32 感染症専門医 33 心療内科専門医 31 リリマチ専門医 33 心療内科専門医 31 リリマチ専門医 33 心療内科専門医 33 心療内科専門医 33 心療内科専門医 33 心療内科専門医 34 アルデー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
日本専門			34 呼吸器外科専門医 35 心臓血管外科専門医 36 乳腺専門医
は学会認			37 気管食道科専門医 38 消化器外科専門医 39 小児外科専門医
20 ~ 59 (i	は学会認		40 超音波専門医
定資格			43 老年病専門医 44 消化器内視鏡専門医 45 臨床遺伝専門医 46 漢方専門医 47 レーザー専門医 48 気管支鏡専門医
			49 核医学専門医 50 大腸肛門病専門医 51 婦人科腫瘍専門医
			52 ペインクリニック専門医 53 熱傷専門医 54 脳血管内治療専門医 55 がん薬物療法専門医 56 周産期(新生児)専門医 57 生殖医療専門医
			58 小児神経専門医 59 一般病院連携精神医学専門医
		П	60 麻酔科標榜医 Ⅲ 61 医師少数区域経験認定医師
(12) 分娩の取扱	いの有無	1	分娩の取扱いあり 2 分娩の取扱いなし (13) 出 身 地 「 ^{都道府県}
(週去2年以內	じの天視)) PER
医師免許 (14) 際に医学			01 北海道大学
修めた大			09 千葉大学 10 東京大学 11 東京医科歯科大学 12 新潟大学
1 111 6-4 6460 -			13 富山大学 14 金沢大学 15 福井大学 16 山梨大学 17 信州大学 18 岐阜大学 19 浜松医科大学 20 名古屋大学
大学名等の つ○で囲む		玉 立.	21 三重大学 22 滋賀医科大学 23 京都大学 24 大阪大学
(修了した	大学院名		25 神戸大学 26 鳥取大学 27 島根大学 28 岡山大学 29 広島大学 30 山口大学 31 徳島大学 32 香川大学
等の番号を	○で囲ま		29 広島大学 30 山口大学 31 徳島大学 32 香川大学 33 愛媛大学 34 高知大学 35 九州大学 36 佐賀大学
ないこと。)			37 長崎大学 38 熊本大学 39 大分大学 40 宮崎大学 27 大学 40 宮崎大学
大学の再編		73	41 鹿児島大学 42 琉球大学 42 琉球大学 47 世流生之上学 40 女士早上之上学
改称により 許取得の際		公立	43 札幌医科大学
程を修めた	大学名が		51 岩手医科大学 52 東北医科薬科大学 53 自治医科大学 54 獨協医科大学
選択肢にな		私立·大学校	55 埼玉医科大学 56 国際医療福祉大学 57 杏林大学 58 慶應義塾大学
再編・統合 行われた後			59 順天堂大学 60 昭和大学 61 帝京大学 62 東京医科大学 63 東京慈恵会医科大学 64 東京女子医科大学 65 東邦大学 66 日本大学
の番号を○	で囲むこ	外国医学校・その	67 日本医科大学 68 北里大学 69 聖マリアンナ医科大学 70 東海大学
4،		医学 校	71 金沢医科大学 72 愛知医科大学 73 藤田医科大学 74 大阪医科薬科大学 75 関西医科大学 76 近畿大学 77 兵庫医科大学 78 川崎医科大学
		その	79 久留米大学 80 福岡大学 81 産業医科大学 82 防衛医科大学校
		他	83 外国の医学校 84 その他
医学課程を 国の医学校			4)欄の 83 を○で囲んだ者のみが記入すること。)
医学校のあ.	る国の番号		1 英国 2 オーストラリア 3 韓国 4 中国 5 ハンガリー 6 ブラジル 7 米国 8 ルーマニア 9 その他()
velio (15) 地 域	中 等		で
(10) 地 坎	ार च		(地東東州 わ)
該当がある		2	(作事要件なし
すること。 ない場合記		奨	学 金 貸 与 元 1 都道府県 2 大学 3 その他 4 なし
3、700百亿	ハハムノ	選	抜 方 式 1 別枠方式(一般の選抜枠と別に選抜) 2 手挙げ方式(一般の選抜枠と共通で選抜)
* 12 山 亜	の活田		各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した 同意しない場合
(10) 本届出票	-> III / II		
(16) 本油田景 に対す			情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用 することに 同意しない場合 には、右欄に○を付けること。

医師届出票について

1. 記入上の注意事項

- (1) 届出票を切り離して記入する。
- (2) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。 (鉛筆、摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しない。)
- (3) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

2. 記入要領

(1) 住所の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。

(2) **氏名** 医師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、 医籍上の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し、「(17)備考」

欄に「婚姻により改姓」、「医籍の氏名変更申請中」等と明記する。医籍上の改姓はしたが、 医師免許証上の改姓がなされていない場合には、改姓した医籍上の氏名を記入する。

メールアドレス 大文字、小文字、記号等を明確に記入する。

例 「1」(イチ)、「I」(アイ)、「I」(エル)

「0」(ゼロ)、「O」(オー)

本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に \bigcirc を記入する。

(5) 医籍登録番号 医師免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。

例 第123号の場合 → 第00001123号

(6) 医籍登録年月日 医師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。

(7) 従事している施設及び業務の種別 複数の施設に従事していない場合、「従たる施設・業務の種別 |欄は無記入とする。

度	3△		明却をサルソートの小士を	3/27 ± 1031) - 1 + 2 + 2 + 2 + 2 + 2 + 2 + 2 + 2 + 2 +
7 保護院 10 開設者又は法人の代表者 法人の代表者を除く診療所の動務者(臨床研修医を含む。) 病院を開設している者、又は病院を開設する法人の代表者(理事長等) 医学部を育する大学又は大学研究所の附属病院以外の病院の動務者を修医を含む。) 医学部を育する大学又は大学研究所のやその附属病院に動務する臨床系の大学院生 医学部を育する大学又は大学研究所やその附属病院に動務する臨床系の大学院生 医学部を育する大学又は大学研究所やその附属病院に動務する臨床系院生 17 臨床系の動務者で05及び06以外の者 医学部を育する大学又は大学研究所やその附属病院に動務する臨床系院生 18 との他) (数良、海泉、その他) 医学部を育する大学又は大学研究所やその附属病院に動務する臨床系 (医員、臨床研修医、その他) 医学部を育する大学又は大学研究所やその附属病院に動務する臨床系 (大学院生 下学院生 10 開設者又は法人の代表者 大学院生 10 開設者又は法人の代表者 大学院生 10 開設者又は法人の代表者 大学院生 11 動務者 法人の代表者を除く介護老人保健施設を開設している者、又は介護老人保健施設を開設する法人の代表者を除く介護を療院を開設している者、又は介護医療院を開設する法人の代表者を除く介護を療院の動務者 14 医育機関以外の教育機関又は研究 機関の動務者 法人の代表者を除く介護医療院の動務者 14 医育機関以外の教育機関又は研究 機関の動務者 法人の代表者を除く介護医療院の動務者 15 行政機関の従事者 16 14及で15以外の産業医 17 上記以外の保健衛生業務の従事者 18 との他の業務の従事者 17 上記以外の保健衛生業務の従事者 18 との他の業務の従事者 18 との他の業務の従事者 18 との他の業務の従事者 10 1~17に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従事している者 18 との他の業務の従事者 10 1~17に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従事している者 10 1~17に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従事している者 17 1~17に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従事している者 18 との他の業務の従事者 10 1~17に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従事している者 18 との他の業務の従事者 10 1~17に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従事している者 17 1~17に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従事している者 17 1~17に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従事している者 17 1~17に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従事している者 18 2 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	彦			診療所を開設している者、又は診療所を開設する法人の代表者(理事長等)
医学部を有する大学又は大学研究所の附属病院以外の病院の動務者 修医を含む。) 10 10 10 10 10 10 10 1	デ	02	勤務者	法人の代表者を除く診療所の勤務者(臨床研修医を含む。)
医学部を有する大学又は大学研究所の附属病院以外の病院の勤務者を修医を含む。) 10 10 10 10 10 10 10 1	症	03	開設者又は法人の代表者	病院を開設している者、又は病院を開設する法人の代表者(理事長等)
数授、准教授、講師、助教等 (教授、准教授、講師、助教等)	1 " 1	04	勤務者	医学部を有する大学又は大学研究所の附属病院以外の病院の勤務者 (臨床研修医を含む。)
医 06 臨床系の大字院生 院生 院生 の7 臨床系の勤務者で05及び06以外の者 (医員、臨床研修医、その他) 医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系 (医員、臨床系以外の大学院生 医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系大学院生 の9 臨床系以外の勤務者で08以外の者 (教官、教員、その他) 医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系 者 (施設の管理者、基礎系の教授、准教授、講師、助教、研究生等) の代表者 (理事長等) か護老人保健施設を開設している者、又は介護を人保健施設を開設する法人の代表者 (理事長等) 11 勤務者 法人の代表者を除く介護と原院を開設している者、又は介護医療院を開設する法人の代表 事長等) 14 医育機関以外の教育機関又は研究 機関の勤務者 法人の代表者を除く介護医療院の勤務者 法人の代表者を除く介護医療院の勤務者 法人の代表者を除く介護医療院の勤務者 法人の代表者を除く介護医療院の勤務者 法人の代表者を除く介護医療院の勤務者 法人の代表者を除く介護医療院の勤務者 医学部を有していない大学又は大学研究所やその附属機関に従事して、教授、准教授、講師、助教、大学院生、研究生等) 国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者 事業場において、労働者の健康管理等のため従事している者 加液センター、生命保険会社(嘱託医)、社会保険診療報酬支払基金等衛生業務に従事している者 16 14及び15以外の産業医 事業場において、労働者の健康管理等のため従事している者 血液センター、生命保険会社(嘱託医)、社会保険診療報酬支払基金等衛生業務に従事している者 で、医師としての資格を必要としない業務に従		05	臨床系の教官又は教員	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者 (教授、准教授、講師、助教等)
機 (医員、臨床研修医、その他) (医員、臨床研修医、医局員有給・無給にかかわらず。)、研究生等) (医員、臨床研修医、その他) (医員、臨床研修医、医局員有給・無給にかかわらず。)、研究生等) (医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系大学院生 の9 臨床系以外の勤務者で08以外の者 (教官、教員、その他) (医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系 者 (施設の管理者、基礎系の教授、准教授、講師、助教、研究生等) 介護老人保健施設を開設している者、又は介護老人保健施設を開設する代表者 (理事長等) (担助務者 (理事長等) (法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者 (理事長等) (法人の代表者を除く介護医療院を開設する法人の代表 事長等) (表人の代表者を除く介護医療院の勤務者 (教授、准教授、講師、助教、大学院生、研究生等) (教授、企業務定任事) (教授、企業務に従事している者 (知) (本学院生) (教授、企業務に従事している者 (知) (本学教育、教育、企業務に従事している者 (知) (本学教育、教育、企業務に従事している者 (知) (本学教育、教育、企業務に従事している者 (知) (本学教育、教育、企業務に従事している者 (知) (本学教育、教育、教育、教育、教育、教育、教育、教育、教育、教育、教育、教育、教育、教	医	06	臨床系の大学院生	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の大学 院生
大学院生	'	07		医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者 (医員、臨床研修医、医局員(有給・無給にかかわらず。)、研究生等)
名 (施設の管理者、基礎系の教授、准教授、講師、助教、研究生等) 介保 護健	関	08	臨床系以外の大学院生	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の 大学院生
護健 老施 人設 11 動務者 法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者 介 医療 12 開設者又は法人の代表者 法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者 12 開設者又は法人の代表者 か護医療院を開設している者、又は介護医療院を開設する法人の代表事長等) 護院 13 勤務者 法人の代表者を除く介護医療院の勤務者 上施記以外の教育機関又は研究機関の勤務者 医学部を有していない大学又は大学研究所やその附属機関に従事している状況、准教授、進教授、講師、助教、大学院生、研究生等) 記以外の機関の従事者 国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者事業場において、労働者の健康管理等のため従事している者の設定である。 17 上記以外の保健衛生業務の従事者 面液センター、生命保険会社(嘱託医)、社会保険診療報酬支払基金等衛生業務に従事している者。 では、よの他の業務の従事者 01~17に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従事している者。		09		医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の 者(施設の管理者、基礎系の教授、准教授、講師、助教、研究生等)
入設 11 勤務者 法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者	介護海	10	開設者又は法人の代表者	介護老人保健施設を開設している者、又は介護老人保健施設を開設する法人 の代表者(理事長等)
事長等) 護院 13 動務者 法人の代表者を除く介護医療院の動務者 上施 機関の動務者 医学部を有していない大学又は大学研究所やその附属機関に従事して(教授、准教授、講師、助教、大学院生、研究生等) 記以外の後機関の従事者 国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者 16 14及び15以外の産業医 事業場において、労働者の健康管理等のため従事している者 17 上記以外の保健衛生業務の従事者 血液センター、生命保険会社(嘱託医)、社会保険診療報酬支払基金等衛生業務に従事している者 そ 18 その他の業務の従事者 01~17に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従事している者の健康管理等のため受害としない業務に従事している者	人設	11	勤務者	法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者
14 医育機関以外の教育機関又は研究 医学部を有していない大学又は大学研究所やその附属機関に従事して 後関の勤務者 (教授、准教授、講師、助教、大学院生、研究生等) 15 行政機関の従事者 国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者 16 14及び15以外の産業医 事業場において、労働者の健康管理等のため従事している者 血液センター、生命保険会社(嘱託医)、社会保険診療報酬支払基金等 衛生業務に従事している者 17 上記以外の保健衛生業務の従事者 01~17に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従	療	12	開設者又は法人の代表者	介護医療院を開設している者、又は介護医療院を開設する法人の代表者(理 事長等)
上施 機関の勤務者 (教授、准教授、講師、助教、大学院生、研究生等) 15 行政機関の従事者 国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者 事業場において、労働者の健康管理等のため従事している者 事業場において、労働者の健康管理等のため従事している者 血液センター、生命保険会社(嘱託医)、社会保険診療報酬支払基金等衛生業務に従事している者 の1~17に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従	護院	13	勤務者	
外 16 14及び15以外の産業医 事業場において、労働者の健康管理等のため従事している者	上施	14		医学部を有していない大学又は大学研究所やその附属機関に従事している者 (教授、准教授、講師、助教、大学院生、研究生等)
外 0 設 16 14及び15以外の産業医 事業場において、労働者の健康管理等のため従事している者 血液センター、生命保険会社(嘱託医)、社会保険診療報酬支払基金等 衛生業務に従事している者 01~17に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従	記	15	行政機関の従事者	国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者
の設 17 上記以外の保健衛生業務の従事者 血液センター、生命保険会社(嘱託医)、社会保険診療報酬支払基金等衛生業務に従事している者 01~17に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従	以	16	14及び15以外の産業医	事業場において、労働者の健康管理等のため従事している者
18 を()間()		17	上記以外の保健衛生業務の従事者	血液センター、生命保険会社(嘱託医)、社会保険診療報酬支払基金等の保健 衛生業務に従事している者
· of (ALKAV)	その	18	その他の業務の従事者	01~17に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従事している者(会社役員等)
他 19 無職の者 職業に従事していない者で、休業中、病気療養等休職中の者を含まない	他	19	無職の者	職業に従事していない者で、休業中、病気療養等休職中の者を含まない。

(8) 主たる従事先及び (9) 従たる従事先の従事状況について

勤務状況(勤務日数) 「勤務日数」は、今年度12月1日~7日の宿直・日直以外の勤務日の合計を選択する。なお、午前のみ、午後のみの勤務の場合は0.5日としてカウントする。

(宿直・日直回数) 「宿直・日直回数」は、今年度11月1日~30日の休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務の合計を選択する。日直・宿直はそれぞれ1回、宿直と日直を連続して行う場合は2回としてカウントする。なお、オンコールはカウントしない。

裏面へ続く

(8) 主たる従事先 所在地 就業形態

(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に $01\sim17$ を記入した場合の従事先について記入する。 郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。 雇用形態にかかわらず、施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務している か否かで、常勤・非常勤を区別し、いずれかを○で囲む。施設で定めた勤務時間が週32時 間未満の場合は非常勤とする。

主たる業務内容

最も長時間従事している業務内容を○で囲む。「3 管理」とは診療や教育・研究とは別に、 施設において管理職にある者で、経営や指導等の管理業務を行うこと。

休業の取得

令和4年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している 者は該当する番号を○で囲む。いずれも該当しない場合は、無記入とする。

(9) 従たる従事先 所在地 従たる従事先の件数

(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01~17を記入した場合の従事先について記入する。 郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。 令和4年12月31日現在において雇用契約等のある「従たる従事先」の件数を記入する。

(10) 従事する診療科名等

(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に $01\sim07$ を記入した場合の従事先における診療科名 等について、該当するすべての番号を○で囲む。該当する診療科名がない場合は、最も近 い診療科名の番号を選択して○で囲む(<例>参照)。

(01) 内科 <**例**>腫瘍内科、漢方内科、老年内科、脳卒中内科、禁煙外来→

人工透析内科→ (05) 腎臓内科

内分泌内科 → (07)糖尿病内科(代謝内科)

腫瘍外科、頭頸部外科→ (16) 外科

Ⅱ「18 心臓血管外科」

循環器外科に従事する者を含む。

Ⅱ「31 産婦人科」 妊婦健診・分娩等の産科診療及び婦人科診療に従事する者。

婦人科診療に従事せず、妊婦健診・分娩等の産科診療にのみ従事する者。 Ⅱ「32 産科」 Ⅱ「33 婦人科」 妊婦健診・分娩等の産科診療に従事せず、婦人科診療のみに従事する者。

医師法第16条の2の規定により、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働 Ⅳ「41 臨床研修医」

大臣の指定するものにおいて、卒後2年間の臨床研修を受けている者。

IV「42 全科」 V「43 その他」 診療科を限定することなく総合的に診療を行う者。総合診療に従事する者。 01~42に掲げる診療科以外の業務に従事している場合は、その業務を具体的に明記する。

(健康管理等)

主たる診療科名の番号 (10)

診療科が2つ以上ある場合には、そのうちの主たるものの番号を1つのみ、2桁で記入する。

(01) 内科

(09) 皮膚科 主たる診療科が〔01〕内科」の場合 主たる診療科名 の番号(1つ) 0

(11) 取得している広告可 能な医師の専門性に 関する資格名、麻酔 科の標榜資格及び 医師少数区域経験認 定医師

01~59に掲げる広告可能な医師の専門性に関する資格、60に掲げる麻酔科の標榜資格又は **61**に掲げる認定医師資格を取得している場合に**該当するすべての番号を○で囲む**。

01~59の資格名は「医療法第6条の5第3項及び第6条の7第3項の規定に基づく医業、 歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することが できる事項」(平成19年厚生労働省告示第108号)第1条第2号に基づき広告することがで きる医師の専門性に関する資格名である。

60の資格名は医療法第6条の6第1項の規定による診療科名として麻酔科の標榜を許可さ れた医師の資格名である。

61の認定医師は医療法第5条の2第1項の規定により厚生労働大臣から認定を受け、医師 少数区域経験認定医師として標榜を許可された医師の認定資格名である。

(12) 分娩の取扱いの有無

過去2年以内(令和3年1月1日~令和4年12月31日)の分娩の取扱いの実績について、 1・2いずれかを○で囲む。無職の者を含めて全ての医師が記入する。

(13) 出身地

あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県(出身地)を記入する。 外国の場合は「外国」を○で囲むこと。

(14) 医師免許取得の際に 医学課程を修めた 大学名等

大学名等の番号を1つ○で囲むこと。(修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。) 大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢に ない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。

大阪市立大学 → 48 大阪公立大学 大阪医科大学 → 74 大阪医科薬科大学

(15) 地域枠等

該当しない場合は、無記入とする。

主に特定の地域への従事要件が課され、地域医療に従事する医師を養成することを主たる 目的とした学生を選抜する枠であり、地元出身者を選抜する枠や大学とその関連病院に勤 務することを目的とした枠も含む。奨学金貸与の有無を問わない。

要件となる従事年数

都道府県や大学などにより医学部卒業後に特定の地域や診療科、医療施設などへの従事を 課せられた年数である。

(17) 備考

届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。歯科医師又は薬剤師免許を 併せ有する者は、その旨を明記し(「歯科医師免許併有」等)、併有している届出票につい ても提出する。

3. 提出方法

必ず医師届出票を切り離した状態で、原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出する。 ただし、「(8)主たる従事先」を管轄する保健所長に提出しても差し支えない。

医師法では、2年に1度の届出が義務づけられております。なお、届出を行わない医師の方は、「医師 等資格確認検索システム」(https://licenseif.mhlw.go.jp/search isei/) に氏名等が原則掲載されません。



歯科医師届出票



第二号書式(第六条関係)

(令和4年12月31日現在)

		-	
(1)	住 所		
		府 県 一	
	ふりがな	電話	
(2)	氏 名	()
	メールアドレス		
		※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に〇を付けること。 同意しない場合	
(3)	性別	1 男 · 2 女 (4) 生 年 月 日 1 平成 2 昭和 3 大正 年 月	В
(5)	歯科医籍登録番号	第 4 明治 5 (6) 歯科医籍登録年月日 2 平成 2 平成 3 昭和 4 月 月	В
(7)	従事している施設		
(1)	回答欄	施設の種別業務の種別	
	01~18のうち1つ	診療所 01 開設者又は法人の代表者	
	を記入すること。	02 勤務者	
	主たる施設・業務	病院 03 開設者又は法人の代表者 (医育機関附属の病院を除く。) 04 勤務者	
	の種別(1つ)	05 臨床系の教官又は教員	
		医育機関 06 臨床系の大学院生	
		(歯学部若しくは医学部を有する 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 大学又はその附属機関 08 臨床系以外の大学院生	
	複数の施設に従事	09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)	
	している場合で 2 番目に長時間従事 している施設につ	介護老人保健施設 10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者	
	いて 01~17 のうち1 つを記入すること。	介護医療院 12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者	
	従たる施設・業務	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者	
	の種別(1つ)	上記以外の施設 15 行政機関の従事者 16 上記以外の保健衛生業務の従事者	
		17 その他の業務の従事者	_
		その他 18 無職の者	
	主 た る 従 事 先 「名称」「所在地」「電 ふりがな	話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に 01~16 のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること 電話	。)
	13 9 77 31	代表電話	
	名称)
	所 在 地		
	(□+1, 45, 1, □+ 1, → 1, → 1, → 1, → 1, → 1, → 1, → 1,	刑 宏 中 型	2.
	者のみが記入する	3業務内容」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に 01~05、07 及び 09~16 のいずれかを記入し こと。)	72
	44 W IV 48	** 「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤	
	就業形態	1 常勤 2 非常勤 務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満 の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。	
	主たる業務内容	1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 その他	
	休業の取得 (取得中の者のみ)	1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業	
(9)	従たる従事先	(複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01~16のいずれかを記入した場合の 従事先について記入すること。)	,
	ふりがな	電話	
	AZ II-	代表電話	
	名)
			
	所 在 地	都道 市 区 町	
		府県郡区村	

裏面へ続く



R 04 (



()	従事する	((7)欄の「主たる施設・	業務の種別」に01~		**者のみが記入するこ	٠, ١
(10)	診療科名等	()	,,				
	従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。 また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主		 歯科 塩麻研修歯科医 	香正歯科 3 小	児歯科 4 歯科口]腔外科	主たる診療科名 の番号(1つ)
	たる診療科名の番号を1つ記入すること。		臨床研修歯科医の場合	6、「5 臨床研修歯科	医」のみを○で囲むこと	= 0	
(11)	取得している 広告可能な歯科 医師の専門性に 関する資格名	資		、現時点で資格を取	ている歯科医師の専門性 得しているかどうかを確 ことに留意すること。	_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	*
	取得しているすべて の資格名の番号を○ で囲むこと。		 口腔外科専門医 小児歯科専門医 	2 歯周病専5 歯科放射	-	南科麻酔専門医	
(12)	歯科医師免許取得 の際に歯学課程を 修めた大学名等	国	01 北海道大学	02 東北大学	03 東京医科歯科大学	04 新潟大学	05 大阪大学
	大学名等の番号を1つ○で囲むこと。 (修了した大学院名	立	06 岡山大学 11 鹿児島大学	07 広島大学	08 徳島大学	09 九州大学	10 長崎大学
	等の番号を○で囲まないこと。)	公立	12 九州歯科大学				
	大学の再編・統合・ 改称により、歯科医 師免許取得の際に歯	私立	13 北海道医療大学	14 岩手医科大学	15 奥羽大学	16 明海大学	17 東京歯科大学
	学課程を修めた大学名が選択肢にない場	· 外	18 昭和大学	19 日本大学	20 日本大学 (松戸歯学部)	21 日本歯科大学 (生命歯学部)	22 日本歯科大学 (新潟生命歯学部)
	合、再編・統合・改称が行われた後の大	国歯学	23 神奈川歯科大学	24 鶴見大学	25 松本歯科大学	26 朝日大学	27 愛知学院大学
	学名の番号を○で囲むこと。	校	28 大阪歯科大学	29 福岡歯科大学 (口腔歯学部)	30 外国の歯学校		
(13)	出 身 地	(た期間が最も長い都道R 「外国」を○で囲むこと	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	』
(14)	本届出票の活用に対する確認			一部を、住所地の都道	の検討等に活用するため 道府県及び従事先の所在 こ○を付けること。		同意しない場合
(15)	備考						
						提出	期限 翌年1月15日

提出期限 翌年1月15日

歯科医師届出票について

1. 記入上の注意事項

- (1) 届出票を切り離して記入する。
- (2) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。 (鉛筆、摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しない。)
- (3) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

2. 記入要領

(1) 住所 住所の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。

(2) 氏名 歯科医師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、 歯科医籍上の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し、「(15)備考」欄 に「婚姻により改姓」、「歯科医籍の氏名変更申請中」等と明記する。歯科医籍上の改姓はしたが、 歯科医師免許証上の改姓がなされていない場合には、改姓した歯科医籍上の氏名を記入する。

メールアドレス 大文字、小文字、記号等を明確に記入する。

例 「1」(イチ)、「I」(アイ)、「I」(エル) 「0」(ゼロ)、「O」(オー)

本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を記入する。

(5) 歯科医籍登録番号 歯科医師免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。

例 第123号の場合 → 第00001123号

- (6) 歯科医籍登録年月日 歯科医師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。
- (7) **従事している施設及び業務の種別** 複数の施設に従事していない場合、「従たる施設・業務の種別」欄は無記入とする。

診療	01	開設者又は法人の代表者	診療所を開設している者、又は診療所を開設する法人の代表者(理事 長等)
所	02	勤務者	法人の代表者を除く診療所の勤務者(臨床研修医を含む。)
病	03	開設者又は法人の代表者	病院を開設している者、又は病院を開設する法人の代表者(理事長等)
院	04	勤務者	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所の附属病院以外の 病院の勤務者(臨床研修医を含む。)
	05	臨床系の教官又は教員	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に 勤務する臨床系の者(教授、准教授、講師、助教等)
医	06	臨床系の大学院生	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に 勤務する臨床系の大学院生
育機	07	臨床系の勤務者で05及び06以外の 者(医員、臨床研修医、その他)	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する 臨床系の者(医員、臨床研修医、医局員(有給・無給にかかわらず。)、研究生等)
関	08	臨床系以外の大学院生	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に 勤務する臨床系以外の大学院生
	09	臨床系以外の勤務者で08以外の 者(教官、教員、その他)	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨 床系以外の者(施設の管理者、基礎系の教授、准教授、講師、助教、研究生等)
介護老施	10	開設者又は法人の代表者	介護老人保健施設を開設している者、又は介護老人保健施設を開設する法人の代表者(理事長等)
人設	11	勤務者	法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者
介医療	12	開設者又は法人の代表者	介護医療院を開設している者、又は介護医療院を開設する法人の代表 者(理事長等)
護院	13	勤務者	法人の代表者を除く介護医療院の勤務者
上施	14	医育機関以外の教育機関又は 研究機関の勤務者	歯学部及び医学部を有していない大学又は大学研究所やその附属機関 に従事している者(教授、准教授、講師、助教、大学院生、研究生等)
記以	15	行政機関の従事者	国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者
外の設	16	上記以外の保健衛生業務の従事者	血液センター、生命保険会社(嘱託医)、社会保険診療報酬支払基金等 の保健衛生業務に従事している者
その	17	その他の業務の従事者	01~16に含まれない者で、歯科医師としての資格を必要としない業務に従事している者(会社役員等)
他	18	無職の者	職業に従事していない者で、休業中、病気療養等休職中の者を含まない。
_			

(8) 主たる従事先

(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01~16を記入した場合の従事先について記入する。

郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。

所在地 就業形態

雇用形態にかかわらず、施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務している か否かで、常勤・非常勤を区別し、いずれかを○で囲む。施設で定めた勤務時間が週32時

間未満の場合は非常勤とする。

主たる業務内容

最も長時間従事している業務内容を○で囲む。「3 管理」とは診療や教育・研究とは別に、 施設において管理職にある者で、経営や指導等の管理業務を行うこと。

休業の取得

令和 4 年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している 者は該当する番号を○で囲む。いずれも該当しない場合は、無記入とする。

(9) 従たる従事先 所在地

(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に $01\sim16$ を記入した場合の従事先について記入する。 郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。

(10) 従事する診療科名等

(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01~07を記入した場合の従事先における診療科名 等について、該当するすべての番号を○で囲む。

「5 臨床研修歯科医」

歯科医師法第16条の2の規定により、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属 する病院(歯科医業を行わないものを除く。)又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは 診療所において、卒後1年以上の臨床研修を受けている者。

主たる診療科名の番号 (1つ)

診療科が2つ以上ある場合には、**そのうちの主たるものの番号を1つ**記入する。

例 (1) 歯科 (2) 矯正歯科

主たる診療科が [1] 歯科」の場合 →

主たる診療科名 の番号(1つ)

(11) 取得している広告可 性に関する資格名

1~5に掲げる広告可能な歯科医師の専門性に関する資格を取得している場合に該当する 能な歯科医師の専門 資格名すべての番号を○で囲む。

> 1~5の資格名は「医療法第6条の5第3項及び第6条の7第3項の規定に基づく医業、 歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することが できる事項」(平成19年厚生労働省告示第108号)第1条第2号に基づき広告することがで きる歯科医師の専門性に関する資格名である。

(12) 歯科医師免許取得の 際に歯学課程を修め 大学名等

01~30までの該当する番号を必ず1つ○で囲む。修了した大学院名等の番号を○で囲まない。 また、大学の再編・統合・改称により該当の大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改 称が行われた後の大学名の番号を○で囲む。なお、再編・統合・改称により大学名が変更 されている大学は以下の通りである。

東日本学園大学 → 13 北海道医療大学

東北歯科大学 → 15 奥羽大学 城西歯科大学 → 16 明海大学 岐阜歯科大学 → 26 朝日大学

(15) 備考

届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。医師又は薬剤師免許を併せ 有する者はその旨を明記し(「医師免許併有」等)、併有している届出票についても提出する。

3. 提出方法

必ず歯科医師届出票を切り離した状態で、原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に 提出する。ただし、「(8)主たる従事先」を管轄する保健所長に提出しても差し支えない。

歯科医師法では、2年に1度の届出が義務づけられております。なお、届出を行わない歯科医師の方は、 「医師等資格確認検索システム」(https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/)に氏名等が原則掲載されません。



薬剤師届出票

R 04 薬

様式第六(第七条関係)

(令和4年12月31日現在)

(1) A ===================================	=			
(1) 住 所	都 道府 県		T T	
ふりがな			電	話
(2) 氏 名			_	-)
メールアドレス				
	※本届出票に記載したメールアドレス等の連		<u>: : : : : : : : : : : : : : : : : : : </u>	と。同意しない場合
(3) 性 別	1 男 · 2 女	(4) 生 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 年	月日
			4 明治 1 今和	
(5) 登録番号	第	亏 (6) 登 録 年 月 日	3 昭和	月月日
	施設の種別	業 01 開設者又は法人の代表者(管理	<u>務の種別</u> 里者)	
(7) 主に従事して	薬局	02 開設者又は法人の代表者(管理 03 勤務者(管理者)	里者以外)	
いる施設及び業務の種別	 病院	04 勤務者(管理者以外) 05 調剤・病棟業務 06 その他(治験、検査等)		
310 333 (12. 14.)	診療所	07 調剤・病棟業務 08 その他(治験、検査等)		
業務の種別の01~19	介護保険施設	09 介護老人保健施設の勤務者 10 介護医療院の勤務者		
のうち1つを○で囲 むこと。	大学	11 勤務者(研究・教育) 12 大学院生又は研究生		
		13 医薬品製造販売業・製造業(荷	研究・開発、営業、その個	也)
	医薬品関係企業	14 店舗販売業 15 配置販売業 16 卸売販売業		
	上記以外の施設	17 衛生行政機関又は保健衛生施語	ひの従事者	
	その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者		
従 事 先				
7 7 2	1~18のいずれかた○で囲んだ字	そのみが記入すること)		
, , , , , ,	1~18のいずれかを○で囲んだ者	行のみが記入すること。)	電	話
((8)及び(9)は、(7)欄の0		行のみが記入すること。)	電 代表電話 (—	話 —)
((8)及び(9)は、(7)欄の 0 ふりがな (8)名称	=	行のみが記入すること。)		話 —)
((8)及び(9)は、(7)欄の0	〒	т		話 —)
((8)及び(9)は、(7)欄の 0 ふりがな (8)名称 (9)所在地	〒	市 区 ^田 郡 [▼] を○で囲んだ者のみが記入すること。	代表電話 (- IT IT IT IT	-)
((8)及び(9)は、(7)欄の 0 ふりがな (8)名 称 (9)所在 ((10)及び(11)は、(7)欄 (10)就業形態 12月1日~7日の勤務	〒	市 区 郡 を○で囲んだ者のみが記入すること。 設で定めた勤務時間のすべてを勤務)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。	代表電話 (- 切け) している者(ただし、勤利	-) 務時間が1週間あたり
((8)及び(9)は、(7)欄の 0 ふりがな (8) 名 称 (9) 所 在 地 ((10)及び(11)は、(7)欄 (10) 就 業 形 態	〒	市 区 本 を○で囲んだ者のみが記入すること。 設で定めた勤務時間のすべてを勤務 か」「非常勤」とは「常勤」以外の者。 上) 2 非常勤(8時間未満)	代表電話 (– fr j j) している者(ただし、勤済) 3 非常勤	-)
((8)及び(9)は、(7)欄の0 ふりがな (8)名 称 (9)所 在 地 ((10)及び(11)は、(7)欄 (10)就業形態 12月1日~7日の勤務時間として該当する番	〒	市 郡 を○で囲んだ者のみが記入すること。 設で定めた勤務時間のすべてを勤務)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。 上) 2 非常勤(8時間未満	代表電話 (– fr j j) している者(ただし、勤済) 3 非常勤	-) 務時間が1週間あたり
((8)及び(9)は、(7)欄の0 ふりがな (8)名 称 (9)所 在 地 ((10)及び(11)は、(7)欄 (10)就業形態 12月1日~7日の勤務時間として該当する番号を1つ○で囲むこと。 (11)休業の取得 (取得中の者のみ) 薬剤師免許取得	〒	市 区 ポイヤ で	代表電話 (– fr j j) している者(ただし、勤済) 3 非常勤	-) 務時間が1週間あたり
((8)及び(9)は、(7)欄の0 ふりがな (8)名称 (9)所在地 ((10)及び(11)は、(7)欄 (10)就業形態 12月1日~7日の勤務 時間として該当する番号を1つ○で囲むこと。 (11)休業の取得 (取得中の者のみ)	〒	市 図 本を○で囲んだ者のみが記入すること。 設で定めた勤務時間のすべてを勤務)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。 上) 2 非常勤(8時間未満,未満) 5 非常勤(24時間~321 育児休業 3 介護休業 東北大学 京都大学 08 大阪大学九州大学 13 長崎大学	代表電話 (- 切け)) している者(ただし、動材)) 3 非常勤 時間未満) 04 東京大学 09 岡山大学 14 熊本大学	-)
((8)及び(9)は、(7)欄の0 ふりがな (8)名称 (9)所在地 ((10)及び(11)は、(7)欄 (10)就業形態 12月1日~7日の勤務 時間として該当する番号を1つ○で囲むこと。 (11)休業の取得 (取得中の者のみ) 薬剤師免許取得 (12)の際に薬学課程を 修めた大学名等 大学名等の番号を1つ○	〒	市 図 本を○で囲んだ者のみが記入すること。 設で定めた勤務時間のすべてを勤務)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。 上) 2 非常勤(8時間未満 未満) 5 非常勤(24時間~321 育児休業 3 介護休業 東北大学 の3 千葉大学 京都大学 08 大阪大学	代表電話 (- 切け)) している者(ただし、動材)) 3 非常勤 時間未満) 04 東京大学 09 岡山大学 14 熊本大学	-)
((8)及び(9)は、(7)欄の0 ふりがな (8)名 称 (9)所 在 地 ((10)及び(11)は、(7)欄 (10)就業形態 時間として該当する番号を1つ○で囲むこと。 (11)休業の取得 (取得中の者のみ) 薬剤師免許取得 (12) の際に薬学記 を修めた大学名等 大学名等の番号を1つ○で囲むこと。 (修了した大学院名等の	〒	市 区 本を○で囲んだ者のみが記入すること。 設で定めた勤務時間のすべてを勤務)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。 上) 2 非常勤 (8時間未満) 5 非常勤 (24時間~321 育児休業 3 介護休業 東北大学 の3 千葉大学 京都大学 08 大阪大学 九州大学 13 長崎大学 17 名古屋市立大 北海道科学大学 20 青森大学	代表電話 (- 切け)) している者(ただし、勤が)))))))))))))))))))	-)
((8)及び(9)は、(7)欄の0 ふりがな (8)名 称 (9)所 在 地 ((10)及び(11)は、(7)欄 (10)就業形態 12月1日~7日の勤務時間として該当する番号を1つ○で囲むこと。 (11)休業の取得(取得中の者のみ)薬剤師免許取得 (12)の際に薬学課程を修めた大学名等 大学名等の番号を1つ○で囲むこと。	〒	市 図	代表電話 (一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
((8)及び(9)は、(7)欄の0 ふりがな (8)名 称 (9)所 在 地 ((10)及び(11)は、(7)欄 (10)就業形動務 時間として該当する番号を1つ○で囲むこと。 (11)休業の取得中の者の取得(取得中の者) 薬剤師免許課程を修めた大学名等の番号を1つ○で囲むこと。 (修りた大学院名等の番号を1つ○で囲むこと。) (修りて)した大学院名等の番号を1つ○で囲むこと。) 大学の再編・統合・改称により、薬剤師免許取得	〒	市 区	代表電話 (一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
((8)及び(9)は、(7)欄の0 ふりがな (8)名 (9)所在地 ((10)及び(11)は、(7)欄 (10)就業形態 12月1日~7日の勤務番号を1つ○で回むると。 (11)休業の番目を自己を決算として、 (11)休業の番のみ) 薬剤師免許課程を修めた大学院名等の番号を1つ○で囲むこと。 (修了した大学院名等の番号を1つ○で囲むこと。) 大学の再編・統免許取の際により、業業課程を修めたます。 大学の再編・統免許取の際により、業業課程を修め、と改取の際により、業業課程を修め、以取りた。 大学名が選択肢にない場	〒	市	代表電話 (Page
((8)及び(9)は、(7)欄の0 ふりがな(8)名 を	〒	市郡 区 を○で囲んだ者のみが記入すること。 設で定めた勤務時間のすべてを勤務)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。 上) 2 非常勤 (8時間未満) 未満) 5 非常勤 (24時間~321 育児休業 3 介護休業 東北大学 03 千葉大学 08 大阪大学 13 長崎大学 14 名古屋市立大学 15 国際医療報刊 25 国際医療福刊 35 北里大学 東京薬科大学 45 新潟薬科大学 45 新潟薬科大学 45 新潟薬科大学 45 新潟薬科科学学 45 大阪大谷大学 横浜薬科大学 45 新潟薬科科学学 45 新潟薬科大学 45 新潟薬科大学 45 新潟薬科科学学 45 新潟薬科大学 45 新潟薬科大学 45 新潟薬科大学 45 新潟薬科大学 45 55 大阪医科薬科学学 45 55 大阪医科薬科学学 56 46 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	代表電話 (Page
((8)及び(9)は、(7)欄の0 ふりがな (8)名 (8)名 (9)所在地 ((10)及び(11)は、(7)欄 (10)就業形態 時間として該当する者 号を1つ○で囲むるみ (11)休業の百の者のみ) 薬剤師免許課程等 大学名等の番号を1つ○で囲むなた、(修了した大学にこと。) (修了した大学にこと。) 大学の再編・統免免許修めた 大学の所に変学課程をないると。 大学の再編・統免を含いる政府 の際により、薬学課程をないな称が 合、政府ののでいる。	〒	市郡 区 ** を○で囲んだ者のみが記入すること。 設で定めた勤務時間のすべてを勤務)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。 上) 2 非常勤 (8時間未満) 大学 非常勤 (24時間~321年	代表電話 (1
((8)及び(9)は、(7)欄の0 ふりがな(8)名 を	〒	市郡 区 ** を○で囲んだ者のみが記入すること。 設で定めた勤務時間のすべてを勤務 ら「非常勤」とは「常勤」以外の者。 上) 2 非常勤 (8時間未満) 大学 第四県立大学 13 長崎大学 08 大阪大学 13 長崎大学 17 名古屋市立大 13 長崎大学 17 名古屋市立大 17 名古屋市立大 17 名古屋市立大 18 長崎大学 18 長崎大学 19 大阪大谷大学 19 大学 19 大学 19 大学 19 大学 19 大学 45 新潟薬科大学 45 新潟東科大学 45 新潟東科大学 50 鈴鹿医療疾来科大学 45 新潟東科大学 50 鈴鹿医療疾来科大学 50 鈴鹿の薬学校 51 福岡大学 70 福岡大学 第一薬科大学 70 福岡大学	代表電話 (Page
((8)及び(9)は、(7)欄の0 ふりがな (8)名 (9)所在地 ((10)及び(11)は、(7)欄 (10)就業形動務者 号を1つ○でのもの者のも 時間として該当むこと。 (11)休業の者の名の 薬剤師免許課名等 大学名等の番号を1つ で囲むこした大学院名等の 番号を○で囲むこと。 (修)での再編・統の免き修いこと。 大学の再編・統の合き的と、 大学の再編・統のといるの 大学の再編・統のといるの 大学の再編・統のといるの 大学の再編・統のといるの 大学の表のと、 大学の本のといるの で問むこと。 大学の本のといるの をいるのでのでいる。 大学の本のといるの をいるのといるの をいるのである。 大学の本のといるの ででいるのでは、これで、 大学の本のといるの である。 大学の本のといるの である。 大学の本のといるの でのでいる。 大学の本のをいるの でのでいる。 大学の本のといるの でのでいる。 大学の本のといるの でのでいる。 大学の本のといるの でのでいる。 大学の本のといるの でのでいる。 大学の本のものもの。 大学の本の本のもの でいるの。 でいるの。 でいるのでは、これで、 でいるのでは、 でいるのでいるのでいる。 でいるのでは、 でいるのでいるのでは、 でいるのでいるのでは、 でいるのでいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでいるのでは、 でいるのでいるのでは、 でいるのでいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるの	〒	市郡 区 本を○で囲んだ者のみが記入すること。 設で定めた勤務時間のすべてを勤務 か。「非常勤」とは「常勤」以外の者。 上) 2 非常勤(8時間未満) 方 非常勤(24時間~321 育児休業 3 介護休業 東北大学 03 千葉大学 08 大阪大学 13 長崎大学 17 名古屋市立大学 17 名古屋市立大 17 名古屋市立大 17 名古屋市立大学 20 青森大学 25 国際医療不学 25 国際医療不学 25 国際医療不学 25 国際医療不学 45 新潟東科大学 50 鈴鹿医療大学 50 鈴鹿医療大学 50 鈴鹿医療大学 55 大阪医科薬科 555 大阪医科薬科 565 福山大学 70 福岡大学 外国の薬学校 50 計までに過ごした期間が最も長い都	代表電話 (所時間が1週間あたり (8時間~16時間未満) 05 富山大学 10 広島大学 22 東北医科薬科大学 27 城西大学 32 東京理科大学 32 東京理科大学 42 明治薬科大学 42 明治薬科大学 47 愛知学院大学 52 同志社女子大学 57 摂南大学 62 武庫川女子大学 67 徳島文理大学 72 崇城大学

薬剤師届出票について

1. 記入上の注意事項

- (1) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。 (鉛筆、摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しない。)
- (2) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

2. 記入要領

(1) 住所

住所の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。

(2) 氏名

薬剤師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、薬剤師名簿上の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し、「(15)備考」欄に「婚姻により改姓」、「薬剤師名簿の氏名変更申請中」等と明記する。薬剤師名簿上の改姓はしたが、薬剤師免許証上の改姓がなされていない場合には、改姓した薬剤師名簿上の氏名を記入する。

メールアドレス

大文字、小文字、記号等を明確に記入する。

例 「1」(イチ)、「I」(アイ)、「I」(エル)

「0」(ゼロ)、「O」(オー)

本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に \bigcirc を記入する。

(5) 薬剤師名簿登録番号 薬剤師免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。

例 第123号の場合

→ 第 0 0 0 1 2 3 号

- (6) 薬剤師名簿登録年月日 薬剤師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。
- (7) **主に従事している施設及び業務の種別** 複数の業務に従事している場合は、主な従事先・主な業務について記入した届出票 1 **枚** を提出する。

	01	開設者又は法人の代表者(管理者)	薬局を開設している者又は薬局を開設する法人の代表者であって、薬局を実 地に管理する者
薬局	02	開設者又は法人の代表者 (管理者以外)	薬局を開設している者又は薬局を開設する法人の代表者であって、上記 01 以 外の者
	03	勤務者(管理者)	法人の代表者を除く薬局の勤務者であって、薬局を実地に管理する者
	04	勤務者(管理者以外)	法人の代表者を除く薬局の勤務者であって 、 上記 03 以外の者
病院	05	調剤・病棟業務	病院において、調剤、病棟業務、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報業務等に 従事している者
190	06	その他(治験、検査等)	病院において、調剤・病棟業務以外の業務に従事している者
診療	07	調剤・病棟業務	診療所において、調剤、病棟業務、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報業務等 に従事している者
所	08	その他(治験、検査等)	診療所において、調剤・病棟業務以外の業務に従事している者
介施	09	介護老人保健施設の勤務者	介護老人保健施設で薬剤師として従事している者
保 険 設	10	介護医療院の勤務者	介護医療院で薬剤師として従事している者
大	11	勤務者(研究・教育)	大学において、教育又は研究に従事している者(教授、准教授、講師、助教等)
学	12	大学院生又は研究生	大学において、上記11以外の大学院生、又は研究生
	13	医薬品製造販売業・製造業	製薬会社(その研究所を含む。)、血液センター等医薬品の製造販売業、又は
医関	L	(研究・開発、営業、その他)	製造業に従事している者(企業から派遣される治験コーディネーターを含む。)
薬係	14	店舗販売業	店舗販売業者又は店舗販売業に従事している者(旧薬種商を含む。)
薬 品業	15	配置販売業	配置販売業者又は配置販売業に従事している者(既存配置販売業を含む。)
	16	卸売販売業	卸売販売業者又は卸売販売業に従事している者
上記以外の設	17	衛生行政機関又は保健衛生施設の従 事者	国、都道府県、保健所、地方厚生局麻薬取締部、地方衛生研究所、国立医薬 品食品衛生研究所、公害担当部門等衛生行政機関、又は保健衛生施設に従事 している者
その	18	その他の業務の従事者	化粧品や医薬部外品等の製造業、化学工業、食品関係等01~17に含まれない 業務に従事している者
他	19	無職の者	職業に従事していない者で、休業中、病気療養等休職中の者を含まない。

(8) 従事先の名称 「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で01~18に該当する者は、必ず記入する。

(9) **従事先の所在地** 所在地の**郵便番号を郵便番号欄に必ず記入**し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。

(10) **就業形態** 12月1日~7日の勤務時間として該当する番号を1つ○で囲むこと。雇用形態に関わらず、施設で定めた

勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務し、1週間の勤務時間が32時間以上の場合は1を○で囲み、施設で 定めた1週間の勤務時間が32時間未満の場合は非常勤とし、2~5の該当する勤務時間の番号を○で囲む。

(11) **休業の取得** 令和 4 年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している者は該当する番号を○で囲む。いずれも該当しない場合は、無記入とする。

(15) **備考** 届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。医師又は歯科医師免許を併せ有する者は、 その旨を明記し(「医師免許併有」等)、**併有している届出票についても提出**する。

3. 提 出 方 法 原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出する。ただし、「(9)従事先の所在地」を管轄する保健 所長に提出しても差し支えない。

薬剤師法では、2年に1度の届出が義務づけられております。

医師·歯科医師·薬剤師統計 東京都集計結果報告 -令和4年12月実施-

登録番号(6)69

令和6年9月発行

編集·発行 東京都保健医療局総務部総務課統計調査担当 新宿区西新宿二丁目8番1号 電話番号 03(5321)1111(代表)

32-025 (都庁内線)

印 刷 社会福祉法人 東京コロニー 東京都大田福祉工場 東京都大田区大森西二丁目22番26号 電話番号 03(3762)7611

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

リサイクル適性圏